

第2回利用促進策ワーキング・グループ及び
第2回不正防止対策ワーキング・グループ
議事録

内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局

第2回利用促進策ワーキング・グループ及び
第2回不正防止対策ワーキング・グループ
議事次第

日 時：平成28年10月24日（月）13:28～16:24
場 所：中央合同庁舎8号館6階623会議室

1. 開 会

2. 議 事

成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について

・外部団体等からの説明及び質疑

日景聡判事（東京家庭裁判所・後見センター所属）

信託協会

大垣尚司教授（立命館大学金融・法・税務研究センター長）

静岡県、静岡県社会福祉協議会

全国社会福祉協議会

全国精神保健福祉会連合会

日本障害者協議会

日本行政書士会連合会

日本税理士会連合会

日本精神保健福祉士協会

3. 閉 会

○新井主査 それでは、定刻前ではありますけれども、委員の皆さん全員おそろいですので、ただいまから第2回「利用促進策ワーキング・グループ」及び第2回「不正防止対策ワーキング・グループ」を合同にて開催いたします。

皆様方にはお忙しい中、お集まりいただきまことにありがとうございます。私は利用促進策ワーキング・グループの主査を務める新井です。本日は司会進行を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

本日は、代理の方も含め12名の委員の皆様にご出席いただいております。

なお、我が国の成年後見の利用促進については海外でも非常に関心を持たれておりまして、本日は韓国からわざわざ傍聴に来ている方もいらっしゃいますので、私から申し添えておきます。

それでは、議題に入ります。利用促進策ワーキング・グループ及び不正防止対策ワーキング・グループにおいては、それぞれ利用促進及び不正防止の観点で、成年後見制度利用促進計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について検討を行っています。本日のワーキング・グループでは、外部の10の団体の方から取組状況や課題、具体的方策等についてお話をお伺いしたいと思います。

議事次第に記載されております順番で、それぞれ10分以内で御説明、5分以内で質疑応答という形で、入替制で進めていきたいと思っております。したがって、本日はかなりタイトなスケジュールとなっておりますので、大変恐縮ではありますけれども、時間内におさまるように配慮して御対応をいただければと思っております。質問のある方は、私が質疑応答をお願いしますと言ったらさかさず手を挙げていただいて、3名ぐらいで打ち切りとせざるを得ないと思っておりますが、御了承ください。

それでは、トップバッターとして日景聡裁判官よりお願いいたします。

○日景判事 東京家庭裁判所後見センターの裁判官の日景と申します。昨年4月から後見センターに勤務しております。本日は後見センターがどのような体制の下で、どういう事務を処理しているのかについて説明をさせていただいた上で、後見センターの課題と取組についても簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料1をご覧になりながらお聞きいただければと思っております。今後は後見、保佐、補助合わせて後見と呼ばさせていただきます。時間もありませんので、早速説明に入らせていただきますが、めくっていただきまして2枚目、第1のところをご覧ください。まず東京家裁後見センターの執務内容について説明をさせていただきます。

左下のグラフは後見センターで扱っている本人の数、すなわち後見センターで管理している事件数の推移をあらわしたものです。年ごとに少し差異はありますが、ここ5年間は年平均約1,000件ずつ増加している状況でして、現時点における後見センターの管理事件数は約1万7,000件となっております。このグラフは27年12月末ですので、現時点では1万7,000件は超えていることとなります。後見センターでは、それらの事件の全てについて後見人に年1回の定期報告を求めている他、必要に応じて随時報告を求めています。また、

後ほど紹介しますとおり、それらの事件について後見人や御本人の親族から様々な問合せや相談を受けることから、それらについてもその都度、対応しております。

右の写真は後見センターの記録庫の状況なのですが、毎年定期報告やそれ以外の報告の際に提出された全ての書類を記録につづり込んで記録庫に保管してありまして、後見人、親族等から問合せや相談があれば、速やかに記録を取出して対応しております。

次のページに移りまして第2というところですが、後見センターの執務状況です。この写真だけご覧になってもわからないかと思しますので、少し詳しく説明をさせていただきますと、後見センターで事件を担当している裁判官は3名おります。直接事件を担当している書記官は37名おります。先ほど御説明しましたように、現時点における管理事件数は約1万7,000件ですから、裁判官1人当たり約5,700件、書記官は1人当たり約460件を現在担当している計算になります。

後見監督の主体は裁判官ですが、書記官はその補助として年1回、後見人から提出される定期報告書の第1次的な審査とか関係機関や専門職団体との連絡の他、さらには後見人や親族からの相談対応など、極めて多岐にわたる作業を行っております。

一方、裁判官は書記官が第1次的に審査した後見人の定期報告を全て確認して、疑問を抱いたときには書記官に追加の調査を指示します。また、書記官が受け付けた後見人や親族からの問合せや相談のうち、何らかの判断を要するものについては全て裁判官が判断した上で、書記官に必要な指示を行っています。

次のページ、第3というところに入ります。ここでは後見監督の事務内容について、親族後見人に不正などの問題があつて解任に向けた手続をとる場合を例に、後見監督の事務内容を説明させていただきます。

まず上のほうからですが、先ほど御説明しましたとおり、書記官が親族後見人から提出される定期報告書を第1次的に審査して、その後、裁判官が見て疑問を抱いたときは追加の調査が指示されることとなります。ところが、追加の調査によっても裁判官の疑問が払拭されず、このまま親族後見人に財産を管理させることは相当でないと裁判官が判断したときは、その時点で専門職を後見人に追加選任するとともに、権限分掌の定めを置いて親族後見人から財産管理権を剥奪することで、その時点で被害拡大を防止する措置をとることとなります。その後、裁判官との打合せなどを経て、専門職後見人がさらなる調査を行いますが、その結果として親族後見人に不正があるという報告がされたときは、親族後見人の解任に向けた手続をとることとなります。その手続では不正が疑われる親族後見人を裁判所に呼び出して、裁判官による審問を行うなどした上で、解任事由の有無ですとか、解任の要否、是非といったものを審理いたします。その結果として裁判官が、親族後見人に解任事由があつて、解任するのが相当だと判断したときは解任の審判をするという流れになります。

今、非常に簡単に説明をさせていただきましたが、後見人の解任に向けた手続は非常に複雑なものとなっております。そこでは的確性はもちろんですが、迅速性も求められます

ことから、書記官は複雑な進行を管理しながら関係者との連絡調整や決裁処理などを行いまして、裁判官もこういった事例になりますと書記官から逐次報告を受けながら進行を把握して、その都度、必要な判断を行うことになります。

次のページ、第4になります。御説明をいたしましたように後見センターでは法的判断を伴う多数の事務を行っておりますが、後見人や親族から極めて多岐にわたる問合せや相談も寄せられます。そこには例えば家庭裁判所の許可事項に関するものなど、法的な判断ですとか、それに関連するものもちろんあるのですが、ここの右側に実際にあった相談例ということで記載したような、こういったものも多く含まれております。要するに法的判断ないしはそれに関連する判断とは言えないような相談例が多数含まれております。

また、こういった相談例に対する判断においては、本人の意思といったものも当然考慮することが求められるわけですが、裁判所が本人の意思ですとか本人の生活の実情などを正確に把握することには非常に難しさがあります。ただ、そういった場合であっても、我々は監督機関としての立場において限られた情報に基づいて本人にとって最善の道を探って判断を示さなければならないのですが、そういった我々の判断が本当に本人の意思や生活の実情に応じたものになっているのかどうかということが確信できないことも多く、不全感を感じることもあります。

最後に最終ページ、第5でございます。これまで御説明したような後見制度の現状を踏まえて、後見センターの課題とその取組の方向性について説明をさせていただきます。後見センターで預かっている本人の数、すなわち後見センターで管理している事件の数が今後も累積的に増加していくことにより、監督事件を初めとする様々な事件が増加し、それに伴って後見人や親族からの問合せや相談も増加していくことが見込まれます。後見センターでは従前からそういった傾向を見越して、監督事務の合理化に向けた運用改善を繰り返していますが、このような運用改善を通して今後、管理事件数が累積的に増加していても、後見人の不正を見逃さない執務体制を構築していく努力を続けなければいけないと考えています。

一方、先ほどお話しましたとおり、裁判所が後見監督において本人の意思や生活の実情を具体的に把握していくことにはどうしても難しさがありますが、今後は本人の意思や生活の実情を踏まえた身上監護を実現していくためには、関係機関との間でこれまで以上に、また、これまでとは異なる形での連携も必要になってくるだろうと考えております。今後はそういった観点からの連携のあり方も検討していかなければならないと考えています。

私の説明は以上とさせていただきます。

○新井主査 ありがとうございます。ちょうど10分の時間を守っていただいて大変感謝しております。

それでは、質問のある方、お願いいたします。野澤委員、どうぞ。

○野澤委員 一番最後のところ、関係機関との連携で、これまで以上にというのは今もあるわけですね。どのようなところが想定されるのかということと、あるいはこれまで以上

の連携というのは例えばどのようなときに連携の必要性と申しますか、そのあたりを具体的にお願いします。

○日景判事 現在、関係団体とは定期的に協議会を行ったり、関係団体で行う研修とか研究会に我々裁判官や書記官が講師で出たりとか、そういった形で地道な連携を続けているところなのですが、これまでの連携というのは主に不正防止とか財産管理に重点を置いたところの連携だったと思われまして。

ただ、いろいろと最近の事件像で身上監護の重要性、特に本人意思の確認等の問題が出てきますと、これまででは足りないのではないかと感じているところです。具体的なところはまだ正直これから検討するところがあるのですけれども、特に身上監護面での連携に重きを置いて考えていく必要がある。そういうところでございます。

○野澤委員 民間機関も想定されているのですか。関係機関の中には民間のNPOだとか障害者団体だとかいろいろあると思うのですけれども。

○日景判事 現時点では後見人の推薦団体との間での連携を想定しておりますが、ただ、そういった形での身上監護の点での連携が必要になれば、検討する方向になるかと思っておりますが、現時点ではまだ具体的なところは検討していない状況です。

○新井主査 土肥委員、お願いします。

○土肥委員 最後のページのところなのですが、監督に係る業務あるいは問合せ、相談に対する対応業務というのが、感覚として結構なのなのですが、後見制度の仕事の中で何割ずつぐらい占めているような感覚でしょうか。裁判官と書記官で違うようであれば、それも含めてお答えいただければと思います。

○日景判事 なかなか難しいところなのですが、書記官のかなり負担は大きいと思っています。相談も電話対応でスムーズに会話が進まないことがしばしばあります。特に御本人から電話がかかってくる場合があります。よくわからないのだけれども、いきなり切るわけにもいかないので、ある程度の時間をとらなければいけないとか、書記官の苦勞というのは全体の何割かというのは非常に難しいですが、3割ぐらいはあるのかなという気がしています。裁判官はそれを経て決裁に上がってきたものについて判断をして指示をするということなのですが、これもかなりばらつきがあります。これは後見人の裁量に基づく判断でオーケーということですので返すことができるものもあれば、回答の仕方とか方向性についてメモをつくって渡すというものもあるので、これもなかなか割合というのは難しい。日によっても時期によっても全然違うところがあります。それでよろしいでしょうか。

○土肥委員 ありがとうございます。

○新井主査 川口委員、お願いします。

○川口委員 私も最後のページの監督事件の増加というところで、さらなる事務の合理化となっていますけれども、実際にはどういったような合理化策を今後やっていくのか。その辺、具体的なものがあれば、あるいは希望があればお願いできればと思っています。

○日景判事 最後のページの質問ばかりで非常にやりにくいところなのですが、監督事件の増加に伴いまして、やはり我々のほうで合理化できるところというのは監督の審査の仕方を、なかなか今、具体的なところは手の内を明かすわけにはいかないの御説明は難しいのですが、できる限り力点を置くところをある程度絞って、ただ、確実に不正の兆候ないし痕跡は見逃さないような形の審査ということを考えていますので、そういった方向での合理化で、書式を工夫するとか、提出書類をいろいろ厳選するとか、そういったところから始めております。それは日々いろいろ運用改善を繰り返しております、今後も変わっていくと思いますが、ただ、どうしても限界はあるだろうと考えております。

○新井主査 他に質問はいかがですか。池田委員、どうぞ。

○池田委員 日々の御苦勞、よくわかりました。

ちょっとこれは被後見人達本人の代弁の形になるのですが、後見人の財産管理についての不正を中心にお話いただいていると思うのですが、実際に御本人を取り巻く支援者ですか、御本人から後見人等についての不平とか不満とか苦情、不正と考えられるのかどうかとか、わからないような案件の御相談があったとき、現体制としてどのように対処していらっしゃるかお伺いしたいのですが。

○日景判事 御本人の御親族、後見人ではない御親族から、後見人がこういうことが問題であるとか、いろいろと苦情というものがあることはあるのですが、かなり件数としては多くあるかと思えます。全てについて受け付けた書記官が書面でメモをつくりまして、担当の裁判官に回して、そこで裁判官がどういう対応をするのか。事案によっては特に対応不要というものもあるかもしれないですし、これは後見人に連絡をして、適宜対応していただくとか、または裁判所のほうから直接何か指示をするとか、これもかなり事案によって違いますので、当然全てそういった意見は裁判官のところまで来て、何らかの対応を指示することになっています。

○池田委員 裁判所で全て一旦、裁判官のところに行っているということによろしいですか。

○日景判事 はい。それは間違いありません。

○池田委員 ありがとうございます。

○新井主査 ありがとうございます。報告が10分、質疑応答5分、そして、その5分の中で4件の質問が出て質疑応答も非常に活発に行われてとてもよかったと思えます。1番目の報告が非常に順調にいきまして、これを東京家裁モデルと名付けて、今日の全体のモデルにしたいと思えますので、以後よろしくお願いいたします。

それでは、日景裁判官、どうもありがとうございました。

続きまして、信託協会の方、お願いいたします。

○信託協会 信託協会の西川と申します。本日はこのような席にお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに信託協会でございますが、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進するこ

とを目的といたしまして、信託に関する調査研究であるとか資料収集、信託業務及び信託事務の改善に関する調査・企画などを行っております。

後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面で支援する信託ということで、家庭裁判所において親族後見人による不正行為を未然に防止するための選択肢として導入・運用されているものでございます。

本日は主として商品を提供している立場から、制度の概要であるとか、現在の取り扱い状況等について御説明をいたします。

それでは、お手元の資料2に沿って御説明いたします。3ページでございます。後見制度支援信託とはということで概要について御説明いたします。

後見制度支援信託でございますが、後見制度を被後見人の財産管理面でバックアップするための信託でございます。この仕組みにおきましては、家庭裁判所の指示書に基づき被後見人が金銭を信託し、信託された金銭の中から被後見人の生活費などの支出に充当するための定期交付であるとか、被後見人の医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。後見制度支援信託を利用できるのは、法定成年後見制度及び未成年後見制度の被後見人でございます。法定成年後見制度の被保佐人、被補助人や任意後見制度の被後見人には御利用いただけない仕組みとなっております。

下段に行きまして、取り扱い開始の背景というところでございます。高齢化の進展であるとか、介護保険制度の導入などを背景とする成年後見開始事件の増加に伴い、不正事例が発生していたことを踏まえまして、被後見人の財産の管理、保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することはできないかという問題意識から、最高裁判所様の提案で法務省様、信託協会、この三者での勉強会が行われました。その後、平成23年2月に後見制度支援信託の仕組みが取りまとめられまして、平成24年2月から取り扱いが開始されたところでございます。

資料4ページにまいります。後見制度支援信託の仕組みということでございます。仕組み図に沿って、後見制度支援信託の契約締結時、信託期間中、信託終了時の流れについて御説明いたします。

まず契約締結に当たりましては、家庭裁判所から専門職後見人に対して後見制度支援信託の利用の適否であるとか、被後見人の財産の状況について調べるよう指示が出されます。専門職後見人は、報告書を取りまとめて家庭裁判所に提出いたします。家庭裁判所が報告書を確認し、後見制度支援信託の利用が適当であると判断した場合には、家庭裁判所は後見制度支援信託を利用する旨の指示書を後見人に対して発行いたします。後見人はこの指示書を後見制度支援信託の取扱信託銀行等に提示をした上で、契約の締結について相談をするということでございます。

資料5ページにまいりまして、信託契約締結後でございますが、信託銀行等は契約で定められた金額について、後見人が管理する預貯金の口座に定期的に給付をいたします。後見人はこの口座から被後見人の生活費用等の日常的な支出を行います。被後見人の施設へ

の入居のための費用であるとか、医療目的の支払いなど、多額の支出が必要となった場合には、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て信託銀行等に支払請求をすることにより、この預貯金口座に一時金の交付を受けることができます。また、後見人は家庭裁判所の指示書を得まして、定期交付金額の変更などの信託の変更を行うことができます他、被後見人に予定外の収入があったという場合には、家庭裁判所の指示書を得て追加信託を行うこともできます。

後見制度支援信託は、被後見人が亡くなった場合であるとか、信託財産が1回の定期交付の金額に満たなくなった場合などに終了いたします。また、信託契約を解約せざるを得ないような事情が生じた場合には、後見人は家庭裁判所の指示書を得て解約をすることができます、解約したときにも本信託は終了いたします。

資料6 ページにまいりまして、後見制度支援信託の特徴ということでございます。後見制度支援信託は特別な法律に基づく制度ということではございませんけれども、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は全て家庭裁判所の指示書に基づいて行われるということで、被後見人の財産を安全・確実に管理することができるというところに特徴がございます。

後見制度支援信託におきましては、被後見人の財産を安定的に運用するために、元本補てん付の合同運用指定金銭信託を利用いたします。元本補てん付の合同運用指定金銭信託で信託をすることができる財産は、金銭のみであることから、不動産や株式などの財産については、この信託の対象にはなっておりません。

信託銀行等が被後見人の金銭を管理することにより、後見人の財産管理に係る負担であるとか管理方法等をめぐるトラブルへの懸念が軽減されることが期待できるところでございます。また、信託銀行等は、後見人に対して定期的に報告書を送付しますが、この報告書を、後見人が後見事務の状況について家庭裁判所に報告をする際に利用いただくことも可能でございます。

資料7 ページにまいりまして、後見制度支援信託の現在の利用状況でございます。まず受託件数、受託残高については、取り扱い開始以来、右肩上がりに利用件数が伸びております。平成28年3月末時点での受託件数でございますが、1万2,918件ということで、前年同時期と比べまして7,730件増加しております。また、受託の残高でございますが、3,760億円ということで、前年同時期と比べまして2,100億円程度増加しております。

平成25年9月末以降、受託件数が顕著に増加していることにつきましては、当初、家庭裁判所におきまして、新たに後見が開始し、後見人を初めて選任する場合のみを念頭においてこの制度が利用されていたところ、各家庭裁判所及び各地の専門職団体において準備が進められた結果、平成25年4月ごろから既に後見人が選任されております、いわゆる管理継続中の事件におきましても、この制度が利用されるようになったという運用の変化が影響しているものと考えています。

現在の取扱社でございますが、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、

りそな銀行、千葉銀行となっております。千葉銀行につきましては、本年7月に地方銀行として初めて取り扱いを開始したところでございます。

資料8ページにまいりまして、後見制度支援信託の契約締結の手續でございますが、信託銀行またはその契約代理店の窓口において行う他、郵送で行うことができます。平成26年3月24日に信託契約代理業に係る規制が適正化されておりますが、これに伴い金商法定義府令が改正されたことなどを踏まえまして、後見制度支援信託を取り扱う信託契約代理店の店舗数が増加しております。

資料には特段記載をしておりますけれども、地域における信託制度の利用、運用の状況について説明してほしいというお話がございましたので、補足をさせていただきます。

本年7月から取り扱いを開始し、現在、地方銀行で唯一、後見制度支援信託を取り扱っている千葉銀行に話を聞いたところ、同行が後見制度支援信託の運用を開始するに至った動機といたしましては、地元の税理士会であるとか、お客様から問合せが増えてきたということ。あるいは地元の裁判所から、後見制度支援信託の利用者に、「今まで取引のない金融機関と取引を始めるのも不便であるし、また、抵抗感もある。」と言われることがある、と聞いたこと。また、地元のために地方銀行の社会貢献としてやるべき仕事であると考えたことなどがあると聞いております。

取り扱い開始に当たっては、同行がこれまで個人向けの信託商品を取り扱っていなかったことから、システム投資が一番のネックだったということでございます。この点につきまして、既に個人向けの信託商品のシステムを持っている地方銀行であれば、後見制度支援信託のシステムを追加するだけで済むということから、そうした銀行においては開始のハードルはそれほど高くないのではないかというお話も聞いております。

地方銀行のうち、特に信託の認可を受けている地方銀行の間でいろいろつき合いがあるということで、千葉銀行が地方銀行として初めて後見制度支援信託の取り扱いを開始して以来、いろいろとこの信託についても尋ねられているということで、3～4行程度は積極的にこの信託の取り扱いを検討している模様だというお話もございました。

なお、信託協会におきましても、千葉銀行以外の地域金融機関からも幾つか問合せを受けておりまして、制度に関する地域金融機関の関心も高まってきているのではないかとということで、今後、後見制度支援信託の担い手が広がっていくことを期待しているところでございます。

最後に信託協会の取組でございます。広報活動につきましては、本日もリーフレットをお配りしておりますが、このリーフレットを協会のホームページに掲載しておりまして、広く一般の目に触れるようにしております。その他、消費者団体等からの依頼を受けて講演を行うなど、機会を捉えて周知に努めております。

また、信託協会では、信託銀行等の利用者に対するサービスの改善を図るために「信託相談所」を設置し、信託業務等に関する苦情や要望、相談等を受け付けております。後見制度支援信託の取り扱いが開始されました平成24年2月以降、本信託に関する相談は、相

談全体で月110～120件のうち、10～20件寄せられておりまして、これまで累計で720件ほどの相談を受けております。主な相談は、資料に記載のとおり、「家庭裁判所から利用を薦められているが、利用しなければならないのか」、「任意後見制度の被後見人や、被保佐人・被補助人は利用できないのか」、「信託可能な財産について知りたい」、「取扱金融機関について知りたい」、「ペイオフについて知りたい」など基本的な仕組みに関するものでございます。当協会といたしましては、後見制度支援信託の円滑な実施に向けまして、引き続き制度の認知・理解の向上のための広報活動などに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

質疑応答は1～2問で、川口委員、土肥委員の順番でお願いします。

○川口委員 2点あるのですけれども、1つは一時金の交付ということで、請求後、裁判所では指示書を当日ないしは翌日には出すと言っているのですけれども、この場合、金融機関に持ち込んだ場合にどのぐらいで現金化して支払われるのか。もう1つお聞きしたいという点とは、千葉銀行でやっていて、ハードルはそんなに高くないというお話があったと思うのですけれども、信託銀行でなくてもこれはそんなにハードルが高くないという、その辺の確認、説明と、定期預金の変形型で対応できるのではないかという話が一度あったのですが、それとのハードルの高さというのがどうなのかお聞きしたいと思います。

○信託協会 2点目と3点目について先にお答えさせていただきます。

2点目は、千葉銀行の話として、「個人向けの信託商品を取り扱っており、そのシステムが出来上がっている社においては、後見制度支援信託の分を追加するだけでよく、新たなシステム投資は不要であるため、さほどハードルは高くないのではないか」という趣旨でございました。

3点目の定期預金を用いたスキームにつきましては、私どもでは中身を承知しておりませんし、協会としての検討も行っておりませんので、この場でのコメントについては差し控えさせていただきます。

○三菱UFJ信託銀行 三菱UFJ信託銀行の上崎でございます。

最初の御質問のどの程度、支払いに時間がかかるかですが、各行、取り扱いがばらばらですので一概に言えないのですが、私ども三菱UFJ信託銀行では大体1週間から2週間程度かかってございます。

○土肥委員 3点ありまして、支援信託において郵送でしかできなかつたり、全部の支店ではできないような信託銀行もあったかと思うのですけれども、そのあたり、窓口あるいは地方だとそもそも取り扱っているところがないというところもあったと思うのですが、窓口を増やすということについて何か具体的な対策がとられているのかということと、もう一つは、そもそもの仕組みとして家庭裁判所の指示書に基づいて一時金を交付するとか、追加信託するとか、家庭裁判所の指示書というものが金融機関に入ってくるというのは初

めてのことなのかと思うのですが、そのあたりのシステム上の問題であるとか、対応について困難だったとか、それほどでもなかったとか、何か御意見があれば伺いたいと思いますのと、もう一つ、漏れ伝え聞いたところでは、今はマイナス金利でもあるので余りお金が集まっても困るんだ。だから社会貢献なんだみたいなお話もちらっと聞いたりはしたのですけれども、このまま増えていくことがもうそろそろ限界であるとか、(そうではなく) 幾らでも別に受けられますとか、そのあたりのもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○信託協会 1点目につきまして、信託銀行は、一般に店舗数が少ないということが言われておりますが、全国レベルの利便性につきましては、先ほども御説明したとおり、信託契約代理店でも手続きを行うことが可能でございます。郵送での手続きも、通常は弁護士や司法書士等の専門職が行うこととなりますので、さほど問題はないのではないかと考えております。また、千葉銀行が地域金融機関として初めて取り扱いを開始したということで、こういった取組も徐々に広がりつつあるように見受けられますことから、さらに地方にも広がっていくことが期待されるのではないかと考えてございます。

2点目の家庭裁判所の指示書につきましては、信託銀行としては、家庭裁判所の指示書をいただき、それを確認すれば確かに事務を進められるといった点で、非常に安心感がございまして、困難というよりもむしろ歓迎しております。

3点目のマイナス金利でございますが、後見制度支援信託は、合同運用指定金銭信託という一般的な商品に特約をつけて利用しているものでございまして、一般の商品と特に変わらず、淡々とやっていくということかと存じます。

○新井主査 それでは、どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、立命館大学の太田尚司教授、よろしくお願ひいたします。

○太田教授 太田でございます。

実務家の皆さんの中に紛れて、なぜ学校の先生が呼ばれたのかということがあるかと思っておりますので、簡単に自己紹介させていただきます。専門は金融技術の研究になりますが、中でも最近、高齢者向け金融に先端の金融技術を適用する研究が世界的に盛り上がりしております。例えば、最近バークレイズ銀行が人工知能を使いまして、店頭に来た高齢の方に認知症があるのかないのか1次チェックを行い、疑いがあるときはきちんとしたノウハウを持った担当に回して対応できるような体制をとったというようなことが話題になりました。

米国では、1990年代の中盤ぐらいからフィナンシャル・ジェロントロジー (financial gerontology、加齢に伴う金融問題の研究) が大変盛んになってきております。残念ながら日本はまだこの領域の研究は現状プリミティブな状態にございますので、「金融ジェロントロジー研究センター」というのを立ち上げて研究をしているということでございます。

もう一つは、御高齢の方が高齢者向け施設等に移られるときに、それまで住んできたマイホームを資産として有効活用するために、これを借り上げた上で、主として子育て世代

に転貸し、空き家になっても一定の家賃保証をする「マイホーム借上げ制度」という仕組みを国交省のご支援も得ながらやっておる団体がありまして、そこの理事長をやっているのですが、仕事柄、日々ご高齢の方との接触があり、大変だなと思う事例に出会うことも多いものですから、その辺のところも含めて少しお話ができることがあるのではないかとということかと存じます。

さて、資料を1枚開いていただきまして、釈迦に説法とは思いますが、念のためにまずお話をしておきたいのは、成年後見といってもかなり異質な2つの文脈があるということでございます。1つは若いときから知的な点で障害をお持ちの方をお母さん、お父さんがきちんと見てきたものが、その後、1人になってしまってどうするのだろうという保護の文脈の中から出てくる問題です。「親亡き後の問題」と言ったりします。それからもう一つは加齢に伴う問題です。資料にもございますように、80歳、90歳を超えてまいりますと認知症の罹患率が50%を超えてくるということでございます、これはもはや病気ではないと言ってもよいわけでございます。ただ、急に今日からそうなるというわけではございません。国民のかなりの部分が、10年、20年かかって最終的にはそうなる。こういう加齢に伴って少しずつ進行していく知的能力の後退に対して社会全体で対処し、また、そうってしまった人をどうやって保護するのかという問題です。この場合、そこに至るまでに健常な状態があるわけですから、遺言と同様その時点での自由意思をいうものをそれを失ってからいかに尊重するかという前者とはかなり異なる問題が出てまいります。実は先般、成年後見の世界会議に出てまいったのですが、議論にあたり、このどちらを念頭に置いているかで話が結構ねじれるのです。ですからぜひ皆さん、大変重要な会議だと思いますので、その2つはかなり異質なものでございますので、分けて御議論いただければよろしいのではないかと思います。今日は、特に後者に重点を置いてお話をさせていただきます。

3ページは、もう既に御案内のことばかりだと思いますが、日常生活自立度Ⅱ以上の方ということで認知症を見てみますと、ここから10年ぐらいで2倍になると言われております。成年後見制度の利用促進という場合に、今後対象となる方々数が激増するということはどう考えていくか。増加に耐えうるサステナブルな仕組みをつくっていかないといけないということを、ぜひ念頭に置いていただく必要があります。それからもう一つは、認知症の罹患率というものが95歳を超えると80%近くなるということ。つまり、認知症の問題はもはや「障害者」の問題ではない、健康であっても避けられない「誰しも」の問題だということでございます。

4ページ、次に、加齢に伴って意思能力がどのように変わっていくのかを考えてみますと、健常期から要後見期の中に健弱期と私が呼んでおります期間がございます。ここが一番重要でございます、実は成年後見が必要になるのは最後の段階でございます。もちろん補助、保佐という制度が民法上、用意されておりますし、これはこれなりに理念的には大変よくできた制度なのではございますが、やはりまだピンピンしているとき、あるいは、

ちょっとヤバイかなと思う程度の段階で、わざわざ裁判所に行って「私はこれだけにはできないようにしたいので、同意を誰かにしてもらうようにしてくれ」と自分で言うか、あるいは、そういうことを他人が申し立てたとして同意するかというと、「私ならやらないかもしれない」という懸念がございませぬ。もし、そう思う方が他にも多少はいらっしゃるとすると、やはり行き着くところまで行かないと後見をやらないというケースがそれなりに多いかもしれない。アメリカ人に聞くとほぼ全員そう言いますし、この間ドイツに行ってきましたが、ドイツ人もそう言います。では、そこに至るまではどうしているんだということで、もしかしたら成年後見の前にそのこの部分の制度をしっかりと考えておく必要があるのではないかということなのです。

実は、この部分の制度がないのが日本の特徴です。米独の場合、Durable Power of Attorney といひまして、自分がそこまでいく前の段階で自分の財産でありますから自分できちんと処理をするんだということで、代理人をきちんと選定をする。日本の場合は民法によれば、確かに認知症になったからといって委任契約というのは当然に終了しないと読めるのですけれども、それじゃ健常な状態において締結した委任契約は認知症になってからも当然に維持されるのか、委任者の意思や監督が及ばなくなった状態でも受任者の権限や義務に何の変化もないということなのか。実は、正面からそういうことが裁判で問題になったことは私の知る限りあまりないわけがございませぬ。それに対してアメリカにしてもドイツにしても、健常期にその後を念頭においた委任関係を定めておく Durable Power of Attorney というものを法律で整備することにより、成年後見に行く前の自立的な財産処分について枠組みを設けている。ところが、こういうものが我が国には全くないのでありまして、そういう意味ではその後の成年後見という最後のところだけを議論するだけでよいのかということについて多少念頭に持っておいていただきたいと思ひます。

次に申し上げたいのが、健常期と要後見期の間にある健弱期についてきわめて重要な役割を果たすのが、財産管理のプロである金融機関だということでありませぬ。ところが、この業界はこの問題に対してかなり消極的だと言わざるを得ない。後見制度支援信託にはいろいろ制約もあるものですから、実務をやられている皆さんは信託協会さんを責めるようなことをおっしゃるわけですが、実はその前に、預金金融機関一般に同種の業務をお願いしたところ、信託銀行さん以外は全員が拒否されたのです。そういうと、後見制度支援信託は信託であって、信託銀行にしかできないから仕方ないとおっしゃるかもしれませぬ。そこで、今日私は学者生命を懸けて申し上げておきたいと思ひますが、同じ経済的機能は一般の預金金融機関の定期預金でも果たすことができます。できるのですが、やらないのです。裁判所は一般の預金金融機関にやらないと言われてしようがないから信託協会さんのところに行かれたのです。信託協会さんだけは受けてくれたのです。ですからむしろ褒めてあげなければいけない人たちなので、多少不便でも仕方ない。問題は、成年被後見人のみなさんが昨日まで取引をしてきた銀行や信金だとか信組、あるいは農協といった金

融機関みんながやらないといけないということなのだということをここで強く申し上げたいと思います。

そして、それはもちろん成年後見が始まった後に成年後見人が急に1,500万円引き出したいと言ってきたが、どうも濫用が疑われるといった場合をチェックするだけでなく、そこにまで至らない、言葉は不適切ですが、いわゆる「まだらぼけ」の状態のようなときも含めていかにフォローしていくかというという健弱期の問題にも応えられるものでないといけない。さらに、それはまず健常期において、そういう事態が自分にも50%の確率ぐらいで起こりうるんだということを念頭に置いて、その前の時点からどう備えるかという、「自己決定を確保するための商品」である必要があります。

この場合に問題となるのが、金融業界の最近のはやり言葉でFiduciary duties、つまり忠実義務です。金融庁さんはこれを「他者の信任に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称」と定義されており、意思能力の減退が進む顧客と金融機関の関係はその典型例ということが出来ます。顧客に対する義務としてこういうものをどう保護していくのかという問題。そして、最終的には今度は後見人が決まったときに、非常にインナーな関係になりますから、それに対する濫用(abuse)に対するプロテクションを金融機関としてどうフォローしていくのかという問題。

以上、3つの問題に分けて、その全ての分野について金融機関として前向きに取り組んでいかないといけないと、私は学校の先生としては思っているわけでございます。

傍証をあげましょう。次のページにありますように、最高裁のまとめた資料によりますと84%までは財産管理目的で皆さん成年後見をやられているということでもあります。そうしてみると、例えば、この委員会の正式メンバーに財産管理のプロである金融機関が全く入っていないのは本来おかしい。前回、城南信金さんが家族信託預金の御説明をなさったと思います。これはすばらしい制度です。成年後見に行く前に事業主さんみたいな方が城南信金さんと預金契約、単なる普通の預金契約をなさいます(これを家族信託預金と呼んでいらっしゃいますが、それ自体は信託契約でも何でもありません)。預金契約をした上で、その預金契約の外で民事信託といいまして、信託銀行を絡ませない自分が信頼できる、通常は任意後見の契約した相手方と信託契約を結んで、この方がそのまま何も無い間は自己信託と言いまして、何も無い間は自分自身が受託者として管理をし続けます。自分が受託者なのでですから名義の書きかえ等は必要ありません。そして、問題が出てきたときに初めてスイッチが入って典型的な他人信託に変わる。その場合は誰に受託者を頼むのかはあらかじめ家族等を指定して明確にしておく。最終的には成年後見人が選任されることとなりますが、信託契約が優先しますから預金の管理については受託者が行うこととなります。ただし、濫用を防ぐために信用金庫とは別に選任された信託監督人が引き出しの是非をチェックする。この監督人や任意後見人になる信金サポートというNPOまでこの城南信金さんは御用意なさっておられ、これが家裁にかわってチェックをしていく。そんなことが可能かを思われるかもしれないが、後見制度支援信託の場合、引き出しにかかる家裁の指示

書は通常は1日で出せますと先ほど家裁の方がおっしゃっていたわけですがけれども、その程度のことなのです。要するにいつも5万円出していたものが、急に500万になったら真面目にチェックしたほうがいいでしょうけれども、15万だったらどうだ、30万だったらどうだ、あるラインがあるわけで、もしある程度重たいものが出てくるときは、その時だけ家裁まで行って指示を仰ぐということでもよいかもしれません。逆に、そうでないものは日常的に金融機関やその関連の監督機関が処理していく。そういうようにしなせんと、これから数が倍になる成年後見を本当にフォローできるのかという懸念もあるわけです。

6ページ、灰色のところは信託銀行の店のない県であります。そういう県でも認知症になるご老人はおられるわけです。それから、例えば普通の事業者さんですと日常の金融関係というものがあります。例えば信用金庫というのは金を貸すに当たって「にらみ預金」と言いまして、自分のところに預けてもらっている預金は万が一の場合は相殺をすることのできる事実上の担保だと思っています。ところが、これが認知症になった瞬間に後見制度支援信託の利用を強制されて全部信託に移管されてしまうということになると、信金側はびっくりしてしまうわけです。どうしてくれるんだと。俺は金を貸しているだけになるのかということでありまして、そういうこともあって文句を言っているのですけれども、それでも、大半のところは、自分自身では城南信金さんのような努力をやらうとなさらないのです。これは他の銀行等も同じです。何でやらないのかというと、コンプライアンスリスクが大きいからです。よほど職員を教育しておかないと、自分たちが誤って支払ってしまったときの責任がとれないという懸念がある。どちらかというと、どこまでやれば免責されるのかということにばかり重点を置いて考えてきておられるので、積極的にお客様を守るという発想がない。自分たちとしてはきちんと金融庁から怒られないようにしてくれないとやる気にはならない。それでもうかるのだったらいいよと。ところが今や、金を預かってどこに運用するんですかと。タンスの中に入れておいてくれたほうがよっぽどましだという状況になっているということでもあります。ですから、営利企業である民間金融機関に何も言わないでビジネスライクに考えさせたときには、やりたくないということは非常によくわかるので、そこをあえてどういうふうに動かしていくかということも皆さんとしてはお考えにならないといけな。ただ銀行は社会貢献の意識が低いと言っているだけではしょうがないし、そういうことを言われても営利企業である民間銀行としては困るということです。

この件について6ページの下を見てください。教育資金信託というものがあるのです。これは何かといいますと、おばあちゃんが孫に金を贈与するときには一定金額までは贈与税がかからないというものなのですが、本当に教育資金に使うのかというチェックをしないといけな。そこで信託銀行さんの場合はおばあちゃんがまず信託銀行さんにお金を信託して受益者を孫にして、三者型の典型的な信託を使って、それできちんとした教育資金でないと引き出せないという仕組みを持っています（なお、後見制度支援信託は三者信託ではありません）。ところが、こういう仕組みでないと教育資金贈与の管理ができな

ということになりますと、信託機能を持たない一般銀行としては受けられません。そこで何を考えたかという、いやこんなもの普通の労金でできますよと。先にお孫さんに贈与してください。その上で、その贈与した金を我が銀行に預けてください。そうしたら普通の定期預金でお預かりしておきますが、引き出すときは塾の領収書、大学の領収書がないと出しません。私どもチェックいたします。そういう仕組みです。こういうことはちゃんとやっているのです。実は、後見制度支援信託はむしろこれに近いものです。信託銀行で預金に当たる金銭信託というものでお金を預かって、信託契約とは別の特約で家裁の指示書があるかをチェックして引き出しに応じるという特約が付いている。基本的には同じ仕組みだということがお分かりいただけると思います。

では、大学費用の領収書はチェックできるのに、家裁の指示書はチェックできないのかという、それはできないのではなくてやりたくありませんということに過ぎないのだということをよく御理解いただきたい。逆に信託銀行さんが後見制度支援信託でやっておられる金銭信託というのは預金代替商品でありまして、教育資金贈与信託のような典型的な三者信託によっていらっしゃるものではありません。単に預金の代替としてやられているわけですので、そのままコピーして定期預金に置き換えたからといって法律上、何の問題もありません。改めて学者生命を懸けて誓って申し上げますが、法律上は一般の預金金融機関が定期預金に特約をつけて運用することに何ら法律上の問題も実務上の問題もありません。ないのはなぜか。それは信託銀行以外の金融機関のやる気や意識が低い。それだけの話でございます。

せっかくですので、大急ぎの残りのポイントをご説明します。

9 ページを見ていただきますと、アメリカの場合高齢者は資産を預金よりは株や投信で持っているケースが多いのです。この場合に7月にアメリカで新しい法案(Senior \$afe Act)が下院を通りまして、これは毎月150ドルずつ教会に寄附していたおばあちゃんが急に1万5,000ドル寄附するということ、アメリカの場合は先がテロ団体であることが多いのです。それで、そういう問題が出てくるときは、金融機関はFBIに対する通報義務を課すことにすると同時に、金融機関の守秘義務をその限りで解除するというものです。我が国よりはよほど高齢化率の低い米国でもそういう対応がどんどん進んでいるということになります。

ただし、我が国の場合、金融資産の大半が株ではなく預金ですので、やりにくいということがあります。株の場合は株取引をやった後に何日かあって金が動くという2段階なのでチェックが効くのですが、預金というのはおろした瞬間で終わってしまいますので、これをフォローするという日本独特の難しさがあります。このため、当面は後見制度支援信託のようなものの預金版代替商品でうまくフォローしていくことが大変重要ではないかと思えます。

10 ページ、これは素人の心配事だと思って聞いてください。成年後見制度は利用率が今まだ5%ぐらいしかありません。これを皆さんが頑張られて利用率が10%に上がると倍に

なります。さらに、そもそも母集団である認知症の人の数がこれから10年で倍になります。そうするとどのようなことが起こるかという、フォローせねばならない人の数がむちゃくちゃに増えるわけです。そうすると今でこそプロの成年後見率が単純に計算すると7割ぐらいで、世界的に見ても非常に高いのですけれども、これは単に利用者が少ないからできているにすぎないという可能性があります。そうするとこれからどんどん家族後見人の比率が増えざるを得ないくなるのではないのでしょうか。ということは濫用比率もまた今後上がっていく可能性が高いということでありまして、現在の枠組みを前提にすると、家裁さんの負担もまた今後指数関数的に増えていく可能性があるということでございます。

そういう観点からも、現在のように家裁がチェック機能を抱き込むやり方ではなくて、できる限り金額がでかいときに限定して本当は何に使うんですか、チェックするということにしたほうがいい。何でもかんでも裁判官がやらないといけないのか。そんなことをやるために司法試験を受けたんですかと。むしろある程度の金額までは、お堅い銀行員が窓口でやっては悪いんですか。そういうことをやって金融界全体でこの制度を補完していく。これを私は成年後見機能のアンバンドリング (unbundling) とよんでいます。後見人の役割をいくつかの機能に分解してさまざまなプロがそれぞれの得手を担っていくということが重要だということでもあります。

こういう中で、裁判官の事務員のご負担も裁判官の方以上に増えていくことになるわけです。例えばですけれども、今ひどい制度がございまして、法科大学院というものがあります。ここを出てもなかなか司法試験に受かりません。でも法律はやたらと勉強しています。一発合格は無理でも3年かかれば受かるかもしれないのですが、その間に歳をとって普通の就職ができなくなりますので、諦める者も少なくない。それなら3年間、家裁や先ほどの監督のためのNPOのようなところで定期雇用をしてあげて、最低給与をもらって後見制度の支援に携わりながら勉強をするというような形で人員を確保することも一つのアイデアかもしれません。そういう裾野の広いことを考えていって、家裁をどうやって、裁判所の事務というものをどうやってフォローしていくかということが、不正をどれだけの確に防いでいけるかということとつながってくると思います。

11 ページ、これは実際に高齢者の施設へ移られたこれまでの方々で調べがついたものが、今、私が別にやっております移住・住みかえ支援機構というところで、その方から借り上げたお金を御家族の方とかに毎月幾らぐらい払っているかという金額です。かなり大きい金額だというのがおわかりになると思います。月に5万円もらおうと思うと今、銀行に定期預金をいたしますと下手をすると100億円近く預けないといけない時代になっております。そういう中で家を放置しておくというのは大変もったいない話ですが、賃貸活用をしようしますと、まず成年後見をつけないと判こが押せない。次に家裁の許可をもらわないと賃貸契約ができない。実は、これまでにそういう対応をしているうちにまず御本人が亡くなられて、あら大変というので奥様のほうが対応をしているうちに、奥様も亡くなられたという悲しい出来事もありました。

ですので例えばですけれども、国が関与しているような機関について、さらに売るのでなくて賃貸をする。それも定期借家で期限には確実に明け渡しが可能であるというものについては、対応をもう少し簡略化できないか。先立つものがあっての保護でありますので、庶民からすると、マイホームを放置して迷惑空き家にするか、生活費に変えられるかは大きな差でありますので、そういう細かいところにもぜひ御配慮をいただけると、これから皆が向かっていく問題でありますので、そういうものが少しでも楽になるのではないかと思います。

時間オーバーして申しわけございませんでした。以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

時間が超過しておりますけれども、どうしてもという質問があったら手短かにお願いいたします。

○土肥委員 1点だけよろしいでしょうか。大変力強く思いました。日弁連でも後見制度支援定期預金のようなものができるのではないかとということで一生懸命検討しております。その中に都市銀行が入ってくれないと問題点を解決できないと思っているのです。先生から今お話があったのですけれども、どのようにすれば一番都市銀行が聞いてくれるようにできるのか。例えばこういうところにヒアリングに出てきてくれというのも1つの案になりますでしょうか。

○大垣教授 最初に申し上げておきますが、導入についてそもそもシステム対応はあまり必要ありません。家裁の指示書をチェックするなんてことはシステムにはできませんので……。もし金融機関の人が、システム対応に巨額のコストがかかってできませんと言っていたらうそだと思ってください。先ほどプレゼンで信託銀行さんがおっしゃっているのも、後見制度支援信託をやりたいのだったら信託のシステムがないといけないよとおっしゃっているだけで、定期預金のシステムがない銀行はありませんので、基本的にはどこでもできると思います。

それから、本来はメガバンクができるとか、大きいところならできるという問題ではなくて、ここまで被後見人の方が預けて来られたところでそのままできるということが大事です。ですからやるのだったら全金融機関でできないとまずいです。では全部の金融機関でできないかというとは実は似たような仕事は先ほどの教育制度支援預金に限らず幾らでもやっているのです。例えば公共工事の代金なんていうのは、検収書がないと地方公共団体から払われた金は払い出さないのですけれども、そのときは納品書に検収印が押してあるかチェックして、ないのだったら出さないとやっているわけです。だから先ほども申し上げたように、やらないのはただただ面倒だ、あるいは、コンプライアンスが怖いといった問題です。やる気になればいろいろな工夫ができます。例えば全ての店舗でやるのではなくて、ある程度の人間がいるような母店に回して対応しましょうとか、そのようにしていても地銀さんですと1地域の中にたくさんのお店をお持ちですから、そういう中には必ず母店と旗艦店とその後ろにぶら下がっている店があります。

先ほどのパークレイの話も結局やらないといけないのはわかっているのですけれども、全テラーをそういうプロにするわけにはいかない。だからプロがいる店や部署に顧客を回せるように前さばきをするAIシステムをつくったのです。そのような高度なこともきちんと金融庁も巻き込んで言っていけば私はやれると思いますし、いざやるという腹が決まったら、今日は悪口ばかり言っておりますが、銀行員というのはやはり最も信頼できる人たちだと思いますので、ぜひおだてるなり脅すなり、すかさずいろいろやっていただいて、金融界がもう少しこの問題に前向きに取り組んでいかれるといいなと思います。技術的な問題はないし、法的な問題もないということは申し上げていいと思います。

○新井主査 本当に手短かに質問し、手短かにお答えいただけると幸いです。

○齋藤委員 すみません、大垣先生、ありがとうございます。品川区で城南信金と一緒にやっております、それで1点だけ、今日時間の関係で7ページの特約付預金の説明は多分省略されたと思うのですけれども、これも家裁からの指示書があればできるという意味で、どこの金融機関でも。

○大垣教授 今、教育資金贈与との関係でやっているのと同じように指示書がないと払い出しませんという種類の預金にすればいいだけの話でありまして、契約的には消費寄託とそういう委任契約をやるということで、別段預金に入れても構いませんし、何の問題もないと思います。

○齋藤委員 どこでもできるということですか。

○大垣教授 はい。さらにできれば、引き出しにチェックをかける定期預金とATMでカードを出す預金と2つつくって、前者から後者に毎月5万円とか自動スイッチしてあげる。この程度の機能はどこの金融機関のシステムでも対応できます。そうしておいて、ATMカード自体は被後見人の方に渡して、無駄遣いしても5万ではないですかということで、そこは自己決定を支援していく。実際、地銀より規模の小さい城南信金さんの仕組みはそうなっています。こういうふうにやっていけば逆にATMが入っていないほうはかなり出しにくくして、先ほどおっしゃった1週間かかっても問題ないのです。そういう工夫というものが新たなシステム開発とは必ずしも関係ないのがおわかりになると思います。やり方の工夫でほとんど対応できるはずだということでもあります。

○新井主査 いろいろ有益なお話をいただいて、さらにお聞きしたいところもありますのですけれども、時間が来ました。30秒だけ私のほうでコメントさせていただくと、成年後見のアンバンドリングということをおっしゃっていて、ここでは成年後見、社会的ネットワークをつくってサポートしていくことを考えていますが、恐らく先生のお考えと多分同じだと思います。また機会があればぜひアンバンドリングと社会的ネットワークの接点を詰めていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、静岡県及び静岡県社会福祉協議会の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○静岡県 静岡県健康福祉部地域福祉課の和久田と申します。

隣におりますのが、静岡県社会福祉協議会の海野でございます。

共同して事業をやっておりまして、内容も関係しておりますので、続けて説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。本委員会、ワーキングの事務局様を通じて、都道府県としての視点から県における法定後見、任意後見に係る現状について、特に中小規模市町の現状について県としてどのように考えているのか、問題意識を持っているのかということについて説明してほしいという御依頼をいただきました。ちなみに静岡県の人口は約370万人、市町の数23市と12町、合わせて35市町でございます。

成年後見制度の推進に関しまして、県において本格的な取組が始まったのは平成24年4月に老人福祉法の改正、新設された同法第32条の2で市町村に対して後見等に係る体制の整備の努力義務化、県に対しましては市町村に対する助言その他の援助が努力義務化されたことです。県におきましては広域にわたっての取組が期待されていますことから、市町行政に対しましては市民後見人の育成や、それをバックアップとする成年後見実施機関を設置して体制整備を進めていくこと。それから、市町の社協に対しましては成年後見実施機関の受け皿となって法人後見の実施体制を整えられるように、そうなることを目指して様々な支援を行っております。

県の実施事業として普及啓発、研修、助成、協議会と記しましたがけれども、平成25年には成年後見制度や市民後見人の必要性について理解を深めるために、行政職員や社会福祉協議会の職員などを対象に一般的な研修会を実施したり、シンポジウムを開催するなどの方法で始まりました。平成26年度には単独で市民後見人の育成事業を行ったり、成年後見実施機関を設置するのが困難な小規模な市町を念頭に置いて、市町の行政職員や社会福祉協議会の職員を対象に広域での後見実施機関を設置するための研修を、他県において既に実施されていたNPO法人の方や社協の成年後見センターの方を招いて実施したりしております。

また、同年からは成年後見実施機関の母体として期待される市町社会福祉協議会には成年後見に関する知識、経験を積んでもらう必要がありますので、まずは社会福祉協議会自体が法人後見の担い手になってもらえるような研修も行っております。

助成という欄に平成27年度からと書いてありますがけれども、これは財源がこの年から地域医療介護総合確保基金を活用して人材育成に関することをやるようにしたということでありまして、形式的には27年度ですけれども、それ以前からも国庫補助事業として平成23年度から何がしかの助成事業、市民後見人の育成事業というのは実施しております。

協議会なのですけれども、これは今年度新たに助成を得まして、家庭裁判所の管轄する地域において広域的に市町及び関係機関が連携する協議会を開催して、情報交換をすることによってございます。ただいま静岡家庭裁判所さんの御理解、それから県の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会さんなどの専門機関の御協力をいただきまして、県下を幾つか

のブロックに分けて1月に開催する準備を進めているところです。

次ページをご覧ください。市町におきましては平成23年度から国庫補助を受けて成年後見制度に関する啓発や先進事例の視察などが始まりました。これまでの実績として、昨年度末までに成年後見実施機関は3市町において設立され、本年度末には6市町となる見込みです。いずれも市町社会福祉協議会となっております。市民後見人の育成研修につきましては平成25年度から始まり、昨年度までに3市町において実施され、70名を超える数の方が養成研修を修了しております。ただし、静岡家庭裁判所様からの情報によりますと、本県において昨年度まで市民後見人候補者といえますか、その方が実際に後見人に選任された実例はまだないということでありまして、養成研修を修了された方は社会福祉協議会が担う法人後見の中で経験を積み始めたころではないかと推測しております。

県の担当課として今後対策を進める上での課題なのではけれども、市町の現状として一般論になってしまいますが、急速に進んでいく高齢化とか、日常の高齢者対策として様々な問題、課題がございます。成年後見制度への取組も大切な課題であることを理解はしているのですが、人や予算の関係でどうしても成年後見を集中して先に取り込むことはなかなか難しいということも感じられます。県にとっても成年後見実施機関に対する助成を永続的に実施していくことは、実質上、困難といえますか、不可能だというのが現実でございます。それから、行政にとって事業を推進していくためには、多くの方々にその必要性を理解していただくことが肝要なのではけれども、成年後見制度の問題に限らず、社会福祉に関する多くの課題はそのニーズの把握が難しかったり、事業の成果を明らかにすること、わかりやすく短期間で結果を出すことが難しいという、どうしてもそういう宿命がございます。

人材の確保でございますけれども、地域に古くからあった地縁や支え合いの意識が希薄化する中で、市町においては各種団体のなり手、例えば自治会役員のみならずにも悩まされているということも聞いております。県の福祉行政におきましても市町や各種協議会などと連携して、日ごろから地域福祉の担い手の育成に取り組んではいるのですが、ここでまた新たに市民後見人という新たな人材を確保していくには相当の苦勞といえますか、相当な工夫が必要なのではないかと考えております。

本県ではこれから先ほど申しました家庭裁判所、法律の専門職の方々、市町、市町社会福祉協議会などの関係者の方々と連携をしまして、単独で市民後見人の育成事業、それから、成年後見実施機関を設立することが難しいというところにつきましては、単独でできなければ広域を模索するような調整や意見交換などを進めてまいりたいと思っております。○静岡県社会福祉協議会 続きまして、静岡県社会福祉協議会の海野でございます。

私からは26年度にやったニーズ調査と現状を報告せよという御指示をいただいておりますので、その内容で説明させていただきます。

スライドの資料4に沿って御説明をさせていただきます。

スライド1からでございますが、県社協の中に26年度、権利保護課ができた。成年後見

制度を所管することになった。では何をやろうかというところもあったのですが、その前から市町の社協から権利擁護体制の必要性がなかなか行政に伝わらないという意見をいただいております。

スライド2、大きな話が出ていたのですが、やはり具体的なデータを示さないと、なかなか行政の予算措置含めて進まないだろうということで、見える化に取組たいということで、徹底した調査をやろうということになりました。先行事例の新潟県等の事例を参考に、スライド3の6種の調査を実施したところでございます。

一番主なものがスライド4の社会福祉施設・事業所等におけるニーズ把握調査ということで、どれだけ権利擁護が必要な方を把握していますかということをお県外3,500弱の施設に照会をかけたということでございます。回答率は50%でございましたが、結果としてはスライド5の2万2,400余の方が権利擁護を必要とする人たちがこの地域にいるよという積み上げがなされてきました。回答率50%ですので、単純に掛ける倍ということになっていくのですが、やはりこの結果をしっかりと返すというところで全て、今日は県段階の資料の報告がついているのですが、これよりさらに細分化して各市町ごとの数字を示した資料を各自治体包括社協に送った、情報提供したところでございます。

6に行きまして、いろいろ報告等取り上げて、マスコミ等にも取り上げていただいた。県内の福祉関係者の中からこのような調査があると行政等に権利擁護の必要性を訴えやすいという御意見をいただけてきました。何となくそれまではこの地域にそういう人がいるよねという感覚だったのが、具体的な数字が示されたことでこんなにいるんだという身近な問題に変わったということをおっしゃっていただいたこともございます。あと、我が町の取組はどうなっているんだと議会で質問が出たのが、結構大きな動きになっていったかなと思っております。

調査の中で少し感じたこととしては、やはり福祉関係者に成年後見制度の理解が進んでいないんだなということをおかなり実感した部分もございます。特に障害系の施設の方は、親御さんがいるからうちはこういうものは必要ないですという問合せを結構いただいたのと、極端な例だとおちは老健だからこういう人はいないんだという、そんなわけないでしょうということも現実として落ちてきているということでございます。

現状の取組は先ほど県から御説明したとおりでございます。県と一緒に事業をどういふふうにつくっていくかという連携をしております。

スライド8でございますが、現在、取組としては市民後見の養成については広域で実施していきましようということを進めております。静岡家裁の市民後見人の選任のイメージとしては、スライド9～11にございますが、先に法人後見を実施している組織に養成された市民後見人さんはまず所属してくださいねと。その後、法人後見を実施しているところに監督を受けてくださいねという流れで考えているよということでございます。それを踏まえてでございますけれども、そういうことで成年後見の実施機関＝法人後見実施機関となって、市民後見人の活動の可能性が法人後見の受任件数に比例していくという状態があ

るということも現状でございます。

ということを踏まえて12のスライドでございますが、広域でどのように取り組んでいくかというところでございますけれども、まずは市町の社会福祉協議会が法人後見の実施体制を整えていただく。その後、行政より実施機関を受託する。市民後見人の養成の講座は複数の自治体で広域連携により検討していくということでございます。市民後見人の養成や法人後見の受任に当たっては専門家、専門職の方の参画の委員会を必ず設置しようということにしております。当然、育成のネットワークをつくっていくところもあるのですが、みんなで育成して育てていって、支援していくんだという機運をつくっていききたいというところがございます。

スライド13、現在、静岡県内ではこのような状況でございます。県の中部の3市は10万から12万の人口圏域で似たような自治体規模でございますけれども、伊豆半島南部に当たっては、人口2万1,000から7,000人規模の自治体で1市5町の連携で取り組んでいるところです。これは圏域でも6万3,000人ぐらいしか人口がないという圏域でございます。

14のスライドでございますが、推進しているメリットと考えているものとして、過疎地の小規模自治体でも国モデル50時間の養成カリキュラムが実施できるということと、市民後見人は精通した専門職とのネットワークができる。そもそも専門職がない自治体もありますけれども、いてもその方が後見制度や市民後見に精通しているわけではないということを見ると、圏域を大きくすることで専門家とつながることができるということでございます。

あと、当面は法人後見実施機関に所属するというプロセスを踏むことで、養成研修と実務支援を計画的に行うことができる。ちょっとぼやかした書き方をしておるのですが、個人的にも静岡県内の自治体規模だと年に養成する人は5人ぐらいが適当なのではないかと思っております。その後、所属していただくことを考えていくと、そういう件数規模で継続的にやっていく必要があるのかなと思っております。20人、30人の養成研修をやると2～3年で行き詰まってしまうのではないかと考えておりますので、養成に関しては広域のメリットを使って養成していったほうがいいのではないかとということで進めておるところでございます。

最後でございます。社会福祉協議会での展開は「地域福祉」指向とさせていただいておりますが、各自治体設置の社会福祉協議会が法人後見を実施して、その中に市民後見人さんに所属していただくことで、地域に密着した寄り添いの後見事務ができると考えております。専門職とのネットワークだけではなくて、市民後見人さんが持っている、あの人を知っているというようなネットワークも生かしていけるのではないかと考えております。

最後ですが、現在進めている市民後見人の育成は、単に後見人不足への対応だけではなく、地域福祉の担い手の育成であって、地域福祉を推進する組織である社会福祉協議会が育成支援・意識啓発、相談事業等で期待されている意味は大きいと思っております。

地域包括ケアをつくっていくんだという視点で、市民後見人さんの養成にも取り組んで

いきましょうよということを今、静岡県内では進めておるということでございます。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら時間も限られておりますので、1～2問でお願いします。野澤委員、齋藤委員、お願いします。

○野澤委員 調査なのですけれども、これは施設や事業所さんに対する調査ですね。これは家族だとか本人への調査というのは検討されていなかったのですか。

○静岡県社会福祉協議会 そうですね。調査対象として絞りにくいということがありましたので、これに対しては施設のほうで把握している方ということで調査をしました。

○野澤委員 誰に聞くかによって随分違うような気がするのです。

それと5ページのところで、障害の分野は親が扶養的対応をして成年後見制度自体の理解が進んでいないと推測されるとありますけれども、むしろよくわかっているから権利擁護は必要だけでも、成年後見は今は使いたくないという方も相当いらっしゃるはずなのです。このあたりの評価がもう少し何かいろいろ客観的にあったほうがいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○静岡県社会福祉協議会 施設側の調査でございますので、施設側の視点としてはこういうところが多いのかなと思っております。

○新井主査 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 資料4の1枚目の県の実施事業の協議会と、県社協さんの資料の13、市民後見の広域実施についてお伺いします。これは平成26年の自治法の252条の2の広域協約なのか、協議会とか一部事務組合をつくってやるのか、どちらなのでしょう。

○静岡県 そこまで法律に基づいた大がかりな組織は考えておりません。あくまで事務レベルで協定書なり何なりで進めばそれで、実務として共同の研修会が行われれば、市民後見人の育成としては共同で行うことができたにとらえております。

○齋藤委員 そういうことですね。

それで静岡県社協として把握している状況を教えてほしいのですけれども、静岡県内の市町の社協で法人後見をやっているところは現在、何カ所ですか。

○静岡県社会福祉協議会 7法人です。

○齋藤委員 多いと思いますか、少ないと思いますか。

○静岡県社会福祉協議会 少ないと思いますが、年度後半で伊豆半島南部のほうが一気に法人後見の認可とか定款変更等を行いますので、もっとふえていく。15とかになると思います。

○齋藤委員 伊豆半島の話が出ましたけれども、ここの人たちの視察を受けたこともあるのですが、地元の弁護士さんだとか社会福祉関係者が集まって進めているという状況ですね。

○静岡県社会福祉協議会 そうですね。

○齋藤委員 わかりました。県社協としてもこういう組織をしっかりと支えていくということですね。

○静岡県社会福祉協議会 もちろんそうです。地元弁護士さんたちの中で本当に後見人不足が深刻なんだという意見が立ち上がってきて、社協としてやりましようよという意識統一ができたというところと、地元では弁護士さんを含めて社協が法人後見を受任するに当たって、後見監督をやったほうが良いというぐらいのバックアップをしていく。みんなでやっていこうという意識統一ができております。

○新井主査 ありがとうございます。

続きまして、全国社会福祉協議会の方をお願いいたします。

○全国社会福祉協議会 全国社会福祉協議会でございます。

本日は全社協の立場から社協における法定後見、任意後見に係る取組状況及び利用促進・不正防止に向けた課題・具体的方策等について御説明を申し上げたいと思います。

資料5をお開きいただきたいと思います。1枚目がレジュメ、2枚目以降が資料ということで、適宜2枚目以降の資料をおめくりいただきたいと思っております。

「1. 社協における法定後見・任意後見に係る取組状況」ということで御報告します。「(1) 社協における法人後見受任体制等」ということでございます。

資料の2ページ目、図①のところでございます。平成27年9月末現在、法人後見の受任体制がある社協につきましては、359の社協がございまして、このうち法人後見を調査時点で実際に受任をしている社協が303社協がございまして、また、法人として後見監督人を受任している社協につきましては、④にございまして、42の社協がございまして、

また、図②をご覧くださいと思いますが、法人後見の受任体制等がある社協については、いずれも年々増加しているということでございます。また、図③に関しまして法人後見受任体制がある社協は、市区が多いということでございます。市民後見人の育成を行っている社協につきましては、図①の⑤をご覧くださいと思いますが、154の社協がございまして、この市民後見の受任調整や実務支援を行っている社協、図①の⑥のところでございまして、75の社協があるということでございます。

(2)として「社協における法人後見受任状況」ということで、平成22年11月のデータ、ちょっと古いところでございますが、傾向を見るということでこのデータを今回使わせていただきます。

法人後見の受任件数でございますが、資料の3ページ目をご覧くださいと思いますが、けれども、法人後見はこの当時、受任件数については708件という調査の結果でございます。この類型については後見類型75%、保佐、補助類型についてはそれぞれ11.9%、4.2%という形でございます。また、任意後見については8.9%の数字ということでございます。受任件数に占める生活保護の世帯の割合につきましては、図④にありますように11.7%、住民税非課税世帯については38.8%ということで、低所得の世帯が全体の半数を占めるという状況でございます。

また、首長申立てをした件数についても掲載をしておりますが、58.3%、このうち成年後見制度利用支援事業の申立費の助成を受けた件数については16.1%ということで、申立てをした件数と助成を受けた件数にギャップが生じているところがございます。施設入所者の割合については58.1%という数字になっております。また、図⑤をご覧いただきたいと思っておりますけれども、受任件数別社協数ということでございます。これに関しましては受任件数2件以下が最も多いということで、全体の57.0%の社協ということになります。10件以上になりますとこれがかかなり減っております13.2%ということで、きちんと体制を整えて実施をしているところが少ないというような状況でございます。

図⑥をご覧いただきたいと思っておりますが、法人後見の受任要件として最も多いのは、「適切な後見人の候補者がいないこと」、次に「首長申し立てであること」、「申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること」と続いております。

図⑦が実際の法人後見受任のきっかけということでデータをとっておりますけれども、ここは「他に適切な後見人等の候補者がいないため」というのが最も多いということでございます。続いて「日常生活自立支援事業利用者について、判断能力低下後も引き続き支援をする必要があったため」、さらには「行政からの依頼」、「家庭裁判所からの依頼」と続き、やむにやまれず受任を開始したというのが実情かと思っております。

「(3)社協における法人後見等の実際」ということで、資料については5ページに社協における成年後見センターの事例参照というふうに書いてありますので、そちらも見ていただきたいと思っておりますし、このレジュメの図もご覧いただきたいと思っております。この図は、社協としてどういうふうに法人後見を含めて成年後見に取り組んでいるのかを示した図ということでございます。一番下のところが社協になりますが、相談支援ということで必ずしも法人後見を受けない社協でも資料8ページの「社協における成年後見制度に係る相談の実施状況」にあるように、「権利擁護、成年後見制度に関する相談」は社協の57.4%が受けているということでございます。

また、レジュメの図に戻っていただきまして、親族後見人のサポート体制づくりを行っている社協もございまして、また、市民後見人の養成をし、その受任調整をする、あるいはサポートをするというような体制を組んでいる社協もございまして、他に専門職後見人あるいは専門職の団体、NPO法人等々とネットワークを組んで一緒になって後見活動を行っている社協もあるというような状況もございまして、法人後見をみずから行う社協もあるというのが先ほど来、見てきていただいたところでございます。

レジュメの裏に行きまして、法人後見実施上の課題ということで、これは資料の4ページのところに少しデータを入れさせていただいております。図⑧のところでございますが、最も多い課題ということでございますが、「組織体制の整備」ということで81.6%の数字でございます。次いで71.9%が「財源の確保」、また、50%が「バックアップ体制の充実」ということでございます。報酬の有無についても見ておりますが、図⑩のところでございますが、何らかの報酬を得ている割合は受任件数全体のおよそ半数ということでござい

す。この表の中で本人の財産からというのが最も多いところで42.5%、成年後見制度利用支援事業というのが5.8%にすぎないという状況でございます。①、②を合わせたものが1.3%ということで、本人の財産からの報酬をいただくということが最も多いということでございます。

右の図の⑩に関しては、それぞれどのぐらいの金額、これは月額でございますが、このような金額をいただいているということをご覧いただければと思います。

2つ目の柱といたしまして、「2.成年後見制度の利用促進に向けた課題」を整理をさせていただきました。1つ目でございますが、「成年後見制度への市町村行政の積極的な関与と、都道府県行政によるバックアップ」をお願いしたいと思っております。「市町村長申立ての積極的な実施と十分な財政支援」と書かせていただいておりますが、成年後見制度利用支援事業について、申立費用の助成件数が少ないというところを先ほどお話ししました。もちろんそれ以外に後見報酬についても十分な額をいただけていないということもございます。市民後見人の育成というところでも、市町村に頑張ってもらいたいと思っておりますので、そうした面での市町村行政としての責任の発揮をお願いしたいと思っております。

都道府県行政につきましても、専門家が少ないあるいは体制が弱い町村部を中心として、市町村行政に対するバックアップ体制を充実していただければと考えているところでございます。また、成年後見制度に関しまして、成年後見制度利用支援事業は市町村事業としてやられております。また、日常生活自立支援事業については都道府県・指定都市事業ということでございます。市町村事業と都道府県・指定都市事業との齟齬が生じており、この両制度の円滑な連携がなかなか進んでいないというところがございますので、その円滑な連携についてお願いしたい。例えば日常生活自立支援事業から後見人に移るときの協力はなかなか得られにくいという状況がございます。たとえば首長申立てあるいは費用の助成をなかなか出していただけないというところもございますので、そこのところを市町村事業としてやられている成年後見制度利用支援事業と、都道府県事業としてやられている日常生活自立支援事業のところで、認識が少し違うのかなという印象を受けております。

(2)としては「多様な関係機関・団体の連携・協働による成年後見センターの設置」ということでございます。これについては資料6ページに私どもが平成15年ぐらいから提唱している「福祉後見サポートセンター構想」の図を掲載しています。これは、市町村社協が事務局となり、多様な機関、例えば行政、社会福祉法人、専門職、さらには金融機関等々も含めながら運営委員会を組織し、そうしたネットワークを組みながら成年後見等のサポートセンターができないかというふうに考えてきたものでございます。ここでは親族後見人の支援あるいは市民後見人の支援を含めて、いろいろな機関のバックアップをいただきながら成年後見の事業を実施していくということで、このような構想を練っているというところがございます。

この親族後見人の支援あるいは市民後見人の支援・監督というところで次のレジュメの

ところに書かせていただいておりますが、資料7ページのところに私どもの日常生活自立支援事業における不祥事の防止を例に、不正の防止について若干触れているところがございます。基本的には、成年後見に係る事業につきましても日常生活自立支援事業と同じような形で事業を実施しているものと私どもでは認識しております。こうした日常生活自立支援事業については、マニュアル等々を作成しながら事業の監督あるいはチェックにより不祥事を防止することになっております。

ページの下にマニュアルから抜粋したものがございます。この中で3つ目の四角のところでございますが、「日常的金銭管理サービスに関する出納は、原則として社協の経理規定に則って行われているか。特に、下記事項は必ず実施されているか。」というのをチェックするというのが最も大事なところかと思えます。「預貯金通帳と届出印は、それぞれ別の職員が管理すること」、あるいは「払い出しにあたっては、少なくとも2人以上の職員がチェックすること」というような当たり前のことでございますが、そのようなチェック体制をとるということで、不祥事を防止するというような取組を行っているところがございます。

レジュメ「(2) 多様な機関・団体の連携・協働による成年後見センターの設置」のところに戻りますが、成年後見センター等の設置にあたっては、多様な財源の確保が必要でございます。市町村からの公費はもちろんなのですが、それ以外にも成年後見報酬をもらっているところも多いということをさきほどお話ししました。また、法人後見を受任している社協のなかには、遺贈等々の寄附金をいただくところもありますので、こうした多様な財源を地元で確保する、あるいは公的な財源も確保していただくことをお願いしたいと思っております。

最後でございますが、「(3) 各相談機関を通じた地域住民に対する周知、利用促進」をしていくことが必要かと思えます。57.4%の社協で相談を受けていることをさきほどお話ししましたが、基本的にはそういう相談などを通じ任意後見制度の理解、利用促進をしていくのが一番大事ではないかと思っております。判断能力が十分なうちにみずから任意後見契約に結びつくように地域住民への周知、利用促進を図ることが重要ということも考えております。品川区社協でもやられていると思いますが、ある程度資産がある方に対して判断能力が十分なうちに登録していただいて、会費等々もいただきながら、いざというときには後見に移行することも必要かと思っております。利用促進については終活の講座なども利用しながら、できるだけ任意後見制度を含む成年後見制度の理解をしていただき、判断能力が十分なうちに自分の老後、最期のところをどういうふうに関じていくのかを住民自ら御検討いただくのが大事なかなと思っております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

質問いかがですか。川口委員、齋藤委員、お願いします。

○川口委員 詳しい説明ありがとうございます。

1点確認させていただきたいのは、非常に市民後見人あるいは法人後見の運営の仕方等いろいろ出ているのですが、今後は市民後見も大事ですが、親族後見がふえるだろうと予想していますけれども、この親族後見に対するフォローというのは具体的にどういう形なのかお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○全国社会福祉協議会 親族の方がかなり高齢である場合については、日常的な身上監護の部分まで見るというのが当然であろうかと思えます。あるいはそれ以外の方についてはバックアップ体制、福祉後見サポートセンター構想の中にもありますが、専門家の方にも加わっていただきまして、いろいろな相談にも応じられるような、日常的にはこの後見センターのようところが御相談に応じることがいいのかなと思っています。

○川口委員 そうしますと親族後見人についての支援、サポートをしていくということと、監督的なものはどのようにお考えですか。

○全国社会福祉協議会 その親族後見人の監督までやるかどうかというのは、ここはどうなのかなと思っています。

○川口委員 ありがとうございます。

○新井主査 齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 私も社協におりますので、全社協さんの御苦勞ぶりはそれなりに理解できることが多いのですが、1点だけ確認をさせてもらいたいと思っているのですが、御説明の中にあつた資料3ページの図⑥の法人後見受任要件で、これは以前からずっとこの要件を掲げていますけれども、一番多いのは適切な後見人と候補者がいないことになっていますが、この具体的な要件内容を教えてください。

○全国社会福祉協議会 基本的には親族の後見人等々がいらっしゃらないことが基本だと思います。もちろん資産をお持ちでない方が多いということもありますので、専門職の後見人も見つけられないということ、そういう方であろうと思っています。

○齋藤委員 生活保護受給世帯あるいは非課税世帯という資力がないという別の要件もあるので、適切な後見人と候補者がいないという要件に何れに該当するか迷うのです。だから今、御説明があつたように家族、親族がいないという要件内容を明確にしてもよいと思つていて、なぜかという、家族、親族がいないケースについては、社協の法人後見によって、在宅ケースでもしっかりと後見の対象者と意識できるようにした方がよいと思うのですが、どうでしょうか。

○全国社会福祉協議会 ある意味そうだろうと思つています。ただ、在宅ケースでなくても、場合によっては施設に入所のケースもいいのかなと思つておられます。それは例えば、知的障害の方々の親亡き後も、できるだけ長くかかわるということであれば、法人後見なり、あるいは市民後見人という形でやっていくのもありかなと思つておられます。ただ、一応これは全国調査でございますので、それぞれの法人の御判断ということには一応なるかと思つていますが、そのような感じかなと思つておられます。

○新井主査 どうもありがとうございました。

ちょうどこれで半分終わりました、後半に移りたいと思います。

続きまして、全国精神保健福祉会の方をお願いいたします。

○全国精神保健福祉会 全国精神保健福祉会理事の野村と申します。

全国精神保健福祉会といえますのは、精神障害者の家族の会でございます。家族会ではこの制度が発足してから社会福祉士などをお招きして、勉強会を何回もやってまいりました。会員にこれが普及するように相当努力をしてみましたが、なかなか広がりを見せません。と申しますのは、社会福祉協議会に年老いたお父さんと一緒に利用支援を受けに行ったりしますと、結局、お父さんがやめたいとおっしゃるのです。それは社協の方から説明を受けているうちに、やっぱりやめようと途中から思ってしまうのです。何でそう思われるかという、この制度全体に感じられますいろいろな問題点を、お父様は感じたからとおっしゃっていました。

この制度に対して安心感とか信頼感が持てないということです。私たちの家族会では成年後見制度を受けようと思ったけれども、やっぱりやめたという方がたくさんいらっしゃいます。ではどうしてそういうことになるかいろいろ考えたことが意見1～5と総合意見としてまとめたことに、こういうことに尽きるのではないかと思いますので、10分間の間、この話をさせていただきます。

意見1といたしましては、弁護士から財産を横領される被害が出てしまった。けれども、それに対して弁償はどこからもされないということが最近も新聞で報道されておりました。これに対して家族は大変な憤りを持っておりまして、家庭裁判所が選任した方で、しかも監督人がついていながらもかかわらず、横領があった。これはどうして弁償されないのかということです。個人の弁護士が横領したとしても責任は国にあるのではないかと考えております。損害が発生したときには国が責任を持って弁償して、その上で損害は後々後見人、加害者から回収してほしいというのが私どもの意見でございます。

意見2といたしましては監督責任、これは一体誰が最終的にとるのかということです。弁護士などが後見人になって個人として後見をしてくださったときに、それを家庭裁判所の監督の方が監督していますけれども、とても数が少なくて行き届いた監督ができないというお話を聞いております。このことに家族は大変著しい不信感を持っておりまして、後見人は裁判所への報告をする他に、行政にも報告をするようにして行政が監督することはできないのであろうかということや家族は考えておりますが、いかがでございましょう。どこかで厳密なチェックが行われる必要があるかと思っております。

そして、被後見人が例えば認知症などになられてどんどん認知の程度が低下していくときに、御自分の財産が横領されていることすらも気がつかない、家族もそのことに全く気がつかない。死んでしまわれて監督も不十分であった場合に、結局横領のしっぱなしということでそれが終わってしまう。残ったお金は遺族にわずかしか返らなかったということが大いに考えられるのです。これをどうするかという問題を提起したいと思います。

それから、人権擁護機関による監査。人権擁護機関というのは日本にしっかりしたもの

がございません。後見人が被後見人の権利を侵したことが発覚しなければ、今、申し上げたように裁かれないというのは大変おかしいことでありまして、これは第三者の国の人権擁護機関を何とか設けて、後見人の業務を定期的に監査すべきではないかと思っています。

意見4といたしましては、貧しい国民も対象にさせていただきたい。この制度は一定以上の収入や財産がなければ利用できないと思っている人たちがおります。家族の多くは貧しい方たちが多いと思います。後見人は裁判所での報酬認定があっても実際には被後見人から徴収できない事例も少なくないそうでありますが、誰もが同水準の支援を受けられて、要支援者であればどんなに貧しい生活保護の方でも使える制度にすべきではないかと考えております。

意見5といたしましては、身上監護の充実。財産管理に関しましては、多くの家族がそれほど財産を被後見人に残すことができません。ですから財産が非常に乏しい状況で被後見人になった場合に、身上監護は一体誰がやるのであろうかという大問題があります。兄弟に頼めばいいではないか。兄弟はとてもそんなことはできません。本当に大変なことなのです。被後見人の方が精神障害者であればお話を聞くだけだって大変な労働なのです。神経がすり減ってたくたです。その上、アパートで何か事件があったとか、大声を出して退去するように迫られたとかいうことまで、家族はとてもとてもそこまで支援することができないでおります。

ですから被後見人が一生人権を守られ、安心して生活できるように、後見人が市町村長の責任のもとで地域の支援者と連携して、生活の全てを地域の社会資源を包括的に利用して守る制度にすべきであろう。これは大変な時間とお金がかかりますけれども、何十年かかるかわかりませんが、ぜひその方向に向かっていただきたい。

総合意見といたしましては、お世話をする親族が誰もいない全ての要支援者を確実に守るために、国と市町村長、人権擁護機関、家庭裁判所、後見人、地域支援者が連帯して保護者、後見人の役を担っていただきたい。家族だけではとてもできません。家族が後見人になったとしてもとても大変な役割です。家族による横領も発覚しておりますし、それらは泣き寝入りの場合がほとんどです。これはどうしたらよろしいのでしょうか。御本人の立場に立って私は強く訴えたいと思います。報酬を払えなくても利用できる制度にさせていただきたいし、障害がある方たちとその家族が親亡き後の心配をしなくてもよい制度にさせていただきたい。本来これが一番の願いではないかと思えます。親亡き後をどうするのですかという問題です。これは国が徹底的に考えて、この制度をきちんと訂正していただきたいと思えます。

親族と交際が途絶え、孤立している全ての要支援者を守る制度にさせていただきたいということが、私どもの願いでございます。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら質疑応答に移りたいのですが、いかがですか。

○新保委員代理 おっしゃっていることは非常によくわかります。

この負担の問題だとか、後見監督をきちんとやる問題とかの他に現行の成年後見制度はご本人から見ていろいろ使いにくいと言われるのですが、そういうことについての御意見は特にはないのでしょうか。

○全国精神保健福祉会 御本人の意思確認ということですね。これはとても難しいことです。この成年後見制度にもともとある問題だと思います。

例えば私は府中市の社会福祉協議会に御家族の方と行きましたけれども、お父様と行ったのです。そうしたら、御本人の御意見はどうですかと言われて、御本人はそんなもの受けたくないとおっしゃるのです。精神障害のある方が。そうすると、お父さんはそれで諦めてしまうのです。ではしょうがない。もちろん御本人の意思に沿うことは一番大事ですが、成年後見制度と御本人の意思とは、どのような関係になるのかも一度よく確認する必要があると私は思っています。昔、禁治産者の制度があったときのように、御本人のおっしゃっている意見は何も聞く価値がない、そういう権利はないんだと考えるのは大変な間違いでありまして、御本人がおっしゃっていることは最大限生かして、しかも親亡き後の安心をするにはどうしたらいいかということも考えなければいけないと思っています。

○新保委員代理 本人の意思、特に精神障害とか発達障害の人の場合はこういう制度を使いたくないという方が多いと思うのです。でもやはり必要だろうというときに、御本人とよく話し合っ、御本人自身がそれを使おう、これは自分の役に立つものだと思本人自身が納得してもらうような働きかけについては、どうすればいいと思われませんか。

○全国精神保健福祉会 まず親がこの制度を使うことに乗り気でないのです。ご本人に親がおまえに財産はどれくらいあるんだと聞いて、何百万とかもしあったとして、ではそれから毎月毎月お金が減っていくんだけれどもと話す、嫌だと。自分のお小遣いとか財産が減るのは嫌だと御本人はおっしゃると思うのです。だからその話がまずつまづいている。どうして月々5万円あるいは2万円も払うのとか、その話を一体御本人にどう説明したらいいのか。財産をきちんと守るためにはそれくらいのお金が必要なんだよと言ったとしても、御本人がそれに納得できるかどうか。大変難しい問題があると思います。

これは御本人にとっても魅力のある安心できる制度のつくり方でないといけないと思いますが、今の制度ではたくさんの財産を持っていた人がどんどん目減りしていってしまう。この問題、皆さんもそんなにたくさんの財産を持っておりませんから、非常に報酬の比率が大きいのです。これをどうしたらいいかという問題があります。お金に対してはとても敏感です。あとはお父さんが生きている間は必要ないよと。親はいつか亡くなるんだということに思いが至らないのです。ですから後見制度は要らない、お父さん、お母さんがいるじゃないか。お父さん、お母さんに何か起きたときに大慌てになるのです。ですから、それをどう説得するかということとはとても難しい問題で、私もわけがわからない状況です。

○新井主査 他はいかがですか。手短にお願いします。

○齋藤委員 5つの意見、総合意見をしっかりと受けとめさせていただきました。私も現実には20名を超える障害者の方、精神疾患のある方について後見を受任していて、本人の意思確認をすることが容易ではないときを経験しています。病状の急な悪化であったり、不安感などが高じて包丁などすぐ取り出すなんて方もいらっしゃるして病状を踏まえながら、支援させてもらっています。幾つかお聞きしたいのですが、1点だけ。例えばお金の問題。誰でも等しく受けられる制度にするために、私どももそれなりに苦勞をしているのですけれども、地域でどれだけ資金調達ができるか。つまりファンドをつくりたい。何でもかんでも税金だというと、公的助成という支援がなかなか進まないで、そういったときに野村さんのような連合会と地域が一緒になって、障害者の方々への支援のためのファンドを創設するということについての展望についてお聞きしたいのですけれども。

○全国精神保健福祉会連合会 お金集めは大変な問題でありまして、私たち連合会も職員がわずかしおきません。でも仕事はその何倍も考えれば考えるほど出てくるのです。そこでファンドのためのお金を集めようという余裕は到底ございません。自分たちの連合会が潰れるかどうかということさえ私たちは心配がありますから。しかも日本には企業に社会貢献の文化が非常に欠けておりますので、もう少し大企業がこういった問題に関心を持って、お金を寄附してくだされば、それは私ども喜んでやらせていただきたいと思います。職員も増やします。しかし、自分たちの事業を回すだけで精いっぱいです。そのお金集めのことまで入ると自分たちの連合会の仕事ができなくなりますから、まず無理なことだと思えます。

○新井主査 ありがとうございます。

総合意見で述べていただいた、社会のいろいろな方々が連携してこの成年後見を担っているという考え方は、ここの委員会の社会的ネットワークの考え方と一致すると思えますので、ぜひ今後ともまた委員会に御意見をお寄せいただければと思えます。今日はどうもありがとうございました。

続きまして、日本障害者協議会の方、お願いいたします。

○日本障害者協議会 日本障害者協議会の太田修平と申します。このような機会をいただき、どうもありがとうございます。提出させていただいた意見書を抜粋しながら読ませていただきます。なお、意見書の中で障害者権利条約の12条を引用するところで、認められるという字が誤って記載してありました。お詫び申し上げます。

当面の解決策について、本人の意思決定が尊重されず、後見人が代理で決定していく制度そのものに問題があると思えます。成年後見制度の中に「意思決定支援」のプロセスを内包させるべきは当然のことで、具体的には「補助」や「保佐」の類型を意識的に用いるべきでしょう。安易に意思決定がなされ、被後見人の権利から遠く離れてしまっているのが現状です。

後見人である家族や弁護士、司法書士などによる被後見人の財産が横領される事件が多発しています。裁判所の選任による弁護士あるいは司法書士等が不正をした場合は、国の

責任で賠償すべきではないでしょうか。

今後は自治体や社会福祉協議会が中心になって呼びかけ、障害当事者団体もその1つとして参加していけるようにしていくことが、当面必要と考えます。

福祉・介護・医療を提供している福祉サイドの「日常生活自立支援事業」を改変させ、一定の手厚い制度にしていき、相互チェック体制（ここにも障害当事者団体、地域NPOが可能な限り参加）が有効的に働くようにすべきだと考えます。

あわせて、負担のありようについても再考されるべきと思います。

権利擁護制度の全面的な改善を望む。

以上のような問題意識に基づき、私たちは成年後見制度が利用する人の尊厳と権利を保障することを基礎として、当事者の意思が尊重され、市民が参加する制度に全面的に改善されることを強く願います。

現行の成年後見制度は、障害者権利条約第12条「法の前にひとしく認められる権利」の視点から見ても抵触しており、権利擁護制度を根本から見直す必要があると考えます。成年被後見人や被保佐人になると、会社や各種法人の役員、公務員になることもできません。

運用上、是正できる範囲であれば欠格事由は凍結されるべきだと考えます。また、医療等における「同意権」は慎重を期す必要があると考えます。

一度成年後見を受けると後見人の交代もよほどのことがないとできない現状も大きい問題です。これを障害当事者団体や専門職が重層的にかかわっていく意思表示が困難な人たちの意思決定をサポートしていく、新たな権利擁護制度が求められています。個々人に応じた環境であれば、誰でも意思決定が可能になり得ると思うからです。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りますが、いかがでしょうか。では新保委員の代理の方、お願いします。

○新保委員代理 全体の趣旨はよく理解できます。根本的なところなのですが、どういう人でも支援を受けてみずから意思決定した人生を送ることが非常に大事なのですが、その支援を受けても、本人だけで単独で決定することができない人たちがいるので、支援の中には本人の意思を尊重した代理行為というものも含まれるだろうと考えるわけです。今の成年後見制度の代理権の設定とか取消権の設定については、わずかでも本人の意思はあって、その本人の意思を排除しない形での代理をすることによって、本人の意思決定を支援するという仕組みになっていけばいいのではないかと考えて、自閉症協会は意見書を出したのですが、それと大体同じような考え方と考えてよろしいですか。

○日本障害者協議会 ありがとうございます。

基本的には同じだと思います。日本障害者協議会の中にも様々な根本改正を願っている人たちがいて、そのすり合わせはまだまだのところがありまして、いろいろな意見が存在していて、現実のところは根本的な部分は改正が必要だということでは一致していますが、その内容についてはいろいろな意見が存在し、なお調整が必要だということでござ

います。

○新井主査 他はいかがですか。よろしいですか。今日は御報告いただいて本当にありがとうございました。問題提起いただいた中には、委員会としても大変関心の高い問題が含まれていました。例えば今の制度の3類型をどうするかという問題とか、意思決定支援という考え方を今の制度の中にどう入れていくかとか、そういう根本的な問題を提起していただきました。この委員会としても考えていかなければいけない点だと思いますので、今後とも更に御意見をお寄せいただければと思っております。

一応、報告としてはこれで終了したいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、日本行政書士会連合会の方にお願ひします。

○日本行政書士会連合会 日本行政書士会連合会で副会長をしております北上と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○日本行政書士会連合会 日本行政書士会連合会で専務理事を拝命しております伊藤と申します。私から概略を説明させていただきます。

資料8としてこちらについていますが、その大まかなところを報告させていただきたいと思っております。

1 ページ、成年後見に関する日本行政書士会連合会、日行連と言いますが、その取組についてです。おおまかに一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを平成22年に設立いたしました。現在の取組は全国39支部、1,777名の会員でもって、受任件数は2,637件でございます。

行政書士会とコスモス成年後見サポートセンターの支部は連携して、地域で様々な活動を展開しております。今回いただきました方策等について、まず2の観点①でございます。社会的ネットワークにどのようなかわりが可能かということでございますが、行政書士は地域密着の国家資格者であります。そして官公署や他の専門職との連携を得意とする行政書士は、当該社会的ネットワークにおいて市民と関係諸機関をつなぐ重要な役割を果たすことができると考えております。

2 ページ、また、利用促進の面からは相談窓口を各自治体に設置することで、利用者にとっても支援者にとっても利用しやすい環境づくりに協力できる。具体的には各自治体ごとに自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、成年後見実施機関との連携による利用促進相談センターを設置し、利用者の相談や支援体制の構築と日常的な支援体制を整備する中で、行政書士が支援機関としてかかわることができるものであらうと考えております。

観点②、成年後見制度の利用促進に当たっての要望、保佐・補助の利用が進んでいない理由についての考えということですが、幾つかピックアップをして話をさせていただきます。

(2) 報酬助成についてですが、生活保護受給者等の低所得者の方が、お金がないことを理由に成年後見を利用できないケースを減らすために、報酬助成について法制度や仕組

みを整備していただければと思っております。

(3) 後見類型と保佐・補助の使い勝手についてでございますが、民法上の法定代理人であるため、全ての法律行為について代理として行為を行える後見類型に比して、保佐・補助類型で行うことができる行為は限定的であるため、実際の使い勝手がよくないということが言われております。

(4) 同意権・取消権の拡大と代理権付与審判の際の煩雑さ。全てが組み込まれていて後見申し立て一本で済む後見類型と異なり、同意権・取消権内容や代理権内容について包括的なものは不相当であるとの指摘により、具体的に詳細な目的を確認した上で申立書に記載する必要があり、煩雑であるということでもあります。

(5) 申し立て等に対する本人の同意。保佐の代理権付与及び補助の申し立て等に本人の同意が必要であります。本人の同意を得ることに困難が伴うことも要因の1つであると考えております。

(6) 裁判所の運用によると考えられる事例。医師による診断書に基づき、保佐類型で申し立てを行ったものの、家庭裁判所の指示により後見類型の申し立てに切りかえられたという事例があるということでもあります。

(7) 医師による診断書作成時の基準が周知されていないこと。申立時の類型選択についての根拠となる医師による診断書作成時、保佐類型については後見類型に比べ判断が難しいということです。また、後見類型相当であるにもかかわらず、保佐類型相当とされ、家庭裁判所に改めて後見類型相当の診断書を求められる事例もあるということでもあります。

(8) 身上監護の重要性。保佐・補助では特に本人の意思決定を尊重することと、残存能力の活用が重要視されることがあるので、いわゆる財産管理だけではなく身上監護にも重きを置いた支援が重要であると考えます。

観点③、任意後見に関する移行前の問題点についてどのように考えるかということですが、3点ございます。

(1) 契約時の問題点について。任意後見契約は様式行為とはいえ、当事者の契約によって成立するので、当事者間の信頼関係や将来の具体的な支援の方法、親族との関係、終末期のことや財産承継の問題など、多くのことを話し合わないまま安易に契約が締結され、トラブルになるケースが多いということがあります。

(2) 任意後見契約発効前の業務管理をどのように行うのか。コスモス成年後見サポートセンターにおいては、会員がいわゆる移行型の任意後見契約を締結する場合、任意後見契約書中に会による業務管理に服することを明記させ、実際に財産管理を開始しているものについては業務管理を行っております。指導監督を行う組織への加入を強く促すことで、このような問題の発生を回避できると考えております。

(3) 本人の判断能力の低下についてのモニタリングをどのように行うのか。本人の判断能力の低下がみられるのにもかかわらず、任意後見監督人選任審判が申し立てられない事案が少なくありません。コスモス成年後見サポートセンターでは、一定の期間ごとに本

人の判断能力の状況や申し立ての必要性について報告をさせております。しかしながら、あくまで自己申告に依拠しているものであるため、契約時において支援チームが関与していく仕組みをつくり、任意後見監督人の申し立て時期の判断なども受任者が1人で背負うのではなく、支援チームによる客観的な判断により発行が促されるような制度が必要であると考えています。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

そうしたら質疑応答に移りたいと思います。新保委員の代理の方、お願いします。

○新保委員代理 2ページ目の観点②の(3)と(4)なのですが、支援する側から見ると後見類型は使いやすく、補助類型は使い勝手がよくないということのようなのですが、こういう視点から成年後見制度を論ずること自体が、正直言って制度を利用する側からすると、とても違和感を感じてしまうのですが、それはどうなのでしょう。

○日本行政書士会連合会 書きぶりは若干深みがない書き方をしておりますので、そのようにとられたかもしれませんが、我々の捉え方としては、実は保佐ですとか補助を使いたいよという御家族が来た場合に、もう少しこういうところもやってほしいのだけれども、そのところはどうなのだろうと逆に問われた中で答えた問題でありますから、我々としてそこがそうだから変えてほしいという視点ではないです。逆に言うと、我々に御相談に見えた方がもう少しやってくれないのと。何でそんなに差があるのという御質問をいただくケースが結構多いものですから、実際には例えば保佐類型、補助類型、同意権の拡大とか代理権の付与なんかのときに御相談に見えて、その部分は御本人と話し合っただけで付与しなければいけないんですよと返しますと、御相談に二度と来られなくなってしまっただけで、結局、入り口の時点で御本人の同意がもらえないから制度が使えないということになっている部分があるわけですから、そのところのギャップを埋めることができないかなという視点の記述なものですから、すみません、書きぶりが若干浅い書きぶりになっていきますので、そういう趣旨だと理解をいただければと思います。当センターとしてそこが使いづらから何とかしろということよりは、実際に使いたいよという相談者の方の声を書いたつもりでございます。

○新井主査 ご趣旨は良く理解しましたので、これ位にしたいと思います。

○新保委員代理 わかりました。ただ、保佐類型は同意権・取消権は審判でやるわけだけれども、代理権は本人同意が前提となっています。補助類型は本人の同意が全て前提ですから、言ってみれば同意能力がある方が利用する。同意意思を表明できない、不十分な方が保佐類型の代理権を使うときは、難しいのだろうなという思いがあるのですけれども。この点については、権利条約の一般意見書を見ますと、本人の同意ということよりも、とりあえず支援をして、それに対して本人が拒否できるというところに重点を置いて、本人が支援を受けるときの同意よりも、支援を受けたときに本人がこれはまずいなと思ったら、本人が拒否できるという書きぶりにしているところが参考にならないかなと思うのですが、

どんなものでしょうか。

○新井主査 この問題はこの程度にしたいと思います。

行政書士の方がいらっしゃっていますので、余り一般的な問題よりも、行政書士さん固有の問題にできれば限定したほうが生産的だと思いますが、それでよろしいですか。

○川口委員 4ページの(2)の任意後見契約発効前の業務管理をどのように行うのかという問題で、これは発効前ですから、なのに2行目に任意後見契約書中に会による業務管理に服することを明記させて、では任意後見を発行する前に財産管理を開始しているものについては業務管理を行うというふうに読めるのですけれども、この意味がどういうことかわからない。あと、この場合に会が行うということは本人の同意や何かを得てやっているのかどうか。三者で契約しているのか、二者間であっても本人の同意があるのか、その辺を確認したい。

○日本行政書士会連合会 この場合はいわゆる移行型の任意後見契約、いわゆる事務委任契約プラス任意後見契約という形のときの事務委任契約が契約後、即時発効しますので、その場合、財産預かりが発生していれば当然その部分について会のほうで、センターのほうで管理をしますという趣旨であります。つまり任意後見を発効しなくても生前の事務委任契約は公証人の契約書で発効しますので、その時点で財産預かりが発生すれば当然、管理をする。

管理の仕方については、コスモス成年後見サポートセンターのほうで書式例を出しておりますので、その中ではいわゆるコスモス成年後見サポートセンターの業務管理を受けますよという内容を全て明記したものを契約書として作成していますので、会員が任意後見契約書等を作成する場合には、コスモス成年後見サポートセンターの管理を受けますという内容を明記して、契約当事者同士で納得をした上で契約書を作成するという形にしております。

○川口委員 そうすると任意後見契約書ではなくて、その前提の任意代理契約あるいは財産管理という委任契約の中にそれがあるということですね。

○日本行政書士会連合会 委任契約にもありますし、任意後見契約にも書いてあります。

○新井主査 他にいかがですか。

もしよければ今の点なのですけれども、そうするとコスモスに属している行政書士さんは移行型の任意後見契約をする場合は、全てこういうシステムに属しているということですか。

○日本行政書士会連合会 はい、そのとおりです。

○新井主査 逆にコスモスに属していない行政書士の場合は、実態はどうなっていますか。

○日本行政書士会連合会 現状、管理ができていない状態になりますので、そこの部分を行政書士全体をどのように管理していくかというのは、非常に実は大きな問題であるなど理解しております。

○新井主査 そうですね。大体把握されていますか。行政書士全体で任意後見契約をどれ

くらい締結していて、コスモスの管理下にあるものとなないものがどれくらいのパーセントとか、そういうことはいかがですか。

○日本行政書士会連合会 正直、把握はできていません。

○新井主査 他はいかがですか。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

次に移りまして、日本税理士会連合会の方をお願いいたします。

○日本税理士会連合会 日本税理士会連合会成年後見支援センターのセンター長を仰せつかっております加藤でございます。そして、副センター長の信太でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

本日パワーポイントの形にした説明資料、資料9を準備させていただきました。この中身は我々税理士会が今まで七十数年、取り組んできたこと、そして、その延長線上で我々ができることについて、ここに御案内を申し上げます。

1と書いてありますが、税理士の本来業務として我々に取り組んできたことについて、帳簿の作成を我々は税理士法2条の2項業務を会計業務と呼んでおりますけれども、その中で取り組んできたわけですが、その前提としては、ここに御案内のとおり会社法で規定されている帳簿の作成の要件について、我々もそれを全面的に支持して会社法に従った企業の帳簿を作成・指導する。中小企業は全国に410万社あると言われておりますが、個人の事業者を含めると550万社、600万件と言われております。その方々の9割は我々税理士が帳簿の作成の代行、そして決算書の作成、税務申告につなげる業務を行っております。その中の前提として一番下に書かれてはいますが、会計帳簿の作成は2条2項、税理士法で規定されている業務で、我々が日本国の中で唯一の職業群として取り組んでいるというようなことでございます。

次のページをご覧くださいますと、2で会計帳簿から何につながっているかということ、税務申告。会計帳簿から誘導的に税務申告書が作成されるのは日本固有の制度でございます。確定決算主義という制度を採用して、決算に基づいて税務申告につなげるということでございます。その前提として帳簿から誘導的に所得税法、これは個人ですけれども、個人も143条、148条1項、149条等々に記載があるとおり規定をされており、その実務を我々が担っている。

次のページ、2.の2つ目でございますけれども、法人税法における規定も条文を記載させていただきましたので、ご覧いただければ御理解いただけると思います。

次のページをご覧くださいますと3.我々はその会計のルールを世の中では中小会計の指針、そして中小会計の基本要領という会計のルールを2つ定めて、この定められた会計のルールに従って記帳をし、そしてそこにどの程度その企業が準拠しているのかということを確認している。

例えば我々成年後見の事務に当たっては、5つに分類されると考えています。認知症で高齢者の方にはその会計のルールがあり、精神障害の方、知的障害の方、生活保護を受け

ている方、身寄りのない方に対しての、そして不動産所得をお持ちの方、それも幾つか見ますとアパートが1棟、2棟程度もしくはマンションが1～3室程度は納税管理人が実際に申告の事務に当たりますけれども、それを超えると我々のような専門家がいないと十分に従事できないということが見届けられております。

中には認知症の方でも生活費について本人の生活費だけ支出している場合と、認知症の方の御家族も認知症の方の財布を当てにしているという方もいますので、我々の会計ルールに従って基準を仮に設けますと、本人の生活の支弁が年度でどの程度支出されているのか。そして、御家族の生活費がどのぐらいなのかということも記録をして、しっかりと説明責任が果たせるような御案内ができるスキルを持っているということでございます。

また、我々も中小企業を属性別分類というようにして大企業に近い中堅企業、中小企業、零細小規模事業者に分けて、会計のルールはそれぞれの規模に応じて御案内を申し上げ、そのスタイル、大きさに応じて我々は実務をしております。ですので成年後見の現場であっても、財産がある程度仮に1億円以上財産をお持ちの方の会計、記帳のルール、それから、生活保護、そして身寄りのない方で若干の資金しかない方の記録の残し方、それぞれ違いますので、その身の丈に合わせた記帳が望まれる。そのような御支援を中小企業の現場でやってきましたので、これがしっかりと御案内できるということでございます。

また、我々日税連のセンターでは、この手の中小会計のテキストを準備して今まで会員向けに指導してきましたが、成年後見の現場でもそれぞれの属性に合わせた、記帳、スタートラインの財産目録の記載の仕方、収支予定と財産目録の記載の仕方、そして収支状況報告書を属性にあわせた、具体的に言うと勘定科目と呼びますが、その体系に合わせた御案内を申し上げ、そこに異常値があればしっかりと御案内ができるということが帳簿の効果でございますので、そのようなことをやる。

次のページ、もう一つ3番がありますけれども、実際に行った業務についてこのようなチェックリスト、会計のルールに基づいたチェックリストを準備して、我々が行った業務もしくは企業の作成した決算書をしっかりとこのチェックリストに従って、それぞれ2つのチェックリストが準備されています。左側がある程度大きい会社用、右側が零細企業用のチェックリストを準備して、当事者である経営者と一緒にこれをつくり、どの程度記帳が決算書に反映されているのか。そして、その決算書がどの程度このルールに従って準備しているのかということを我々は常に確認をして、中小企業の支援をしております。

次のページをご覧くださいますと4番でございますけれども、アカウントビリティー、会計責任と呼んでいますが、我々ではしっかりと自己証明をした記帳、決算書について、対外的にもしっかりと説明責任が果たせるようにちゃんと記帳をすることを御案内申し上げています。その結果として実際に何が得られるかということ、納税義務の適正な実現が図れるような我々は機能を世の中で果たしている。また、これが崩れますと税収が確保できないので、最も重要な責任を果たしていると言えます。

我々の業界は唯一財務省の管理に置かれていて、財務省、国税庁の人たちは我々の業務

一つ一つについて、税理士が誰がどう顧問先を担っているのか。そして税理士補助者として従業員は誰が働いているのかということまで前年3月31日、年1回、所轄の税務署に報告し我々も緊張感がある中で業務を行っております。その中で前提は、記帳条件を我々も整備して、しっかりと身の丈に合った記帳をする。とりわけ生活保護を受けている方、身寄りのない収入の少ない方、ゼロの方についてはどのような記録の残し方がふさわしいのか。それから、財産をいっぱいお持ちで不動産所得が多い方はどのように記録を残したらいいのかというスキルを既に持っていますので、そのテキストも成年後見に合わせたようなテキストを編纂してまいりますので、今後はそれぞれの自治体での財産管理の記帳事務について指導しろよと言われた場合には、速やかにそこに出向ける。ところで、既にある自治体では受任をしてテキストを編集して、その業務に当たっている税理士も中には出てきております。

我々が代行払いしたときに、記帳の他に最も重要なのは、外部から入手した書類だとか請求書だとか領収書の保存もどのようにしたらいいのかということが、しっかりと指導できる。それが4番目の2枚目でございます。領収書はどのように保存するのか。それから、請求書はどのように保存するのか。保存の期間は時効との関係もありますので、どの程度保存をして、その後はどうしたらいいのかということも法人税法、所得税法、そして様々な諸法令に従って年数が全て違いますので、一番長い年数に従って保存義務を履行できるようにするという御案内をしております。

4の3枚目になりますけれども、実際に収支状況報告書を作成しますと、収支予定表と実績を比較して、どこに問題があったのかということをはっきりとすることができるよう仕事を中小企業の現場でも既にやっていますので、そのスキルを使ってそこで中身を確認をして、異常値の発見につなげられるような御支援を申し上げているということでございます。

我々税理士は7万6,000人おまして、中には我々はその中の3割に該当する方々は、国税当局を退官した後に我々と同じ税理士登録をしております、その方々は我々税理士として仕事をするに当たっても、世の中のために尽くしたい、社会貢献のために尽くしたい、このような方が多数おりますので、この事業の御案内を申し上げますと、しっかりと汗をかきたいよという話をいただけるように昨今ではなりました。

最後になりますけれども、我々が残念ながら活動として足りないのが、家庭裁判所にお願いがとも含めて申し上げるのは、税理士がどの程度受任しているのかということも捕捉することが今のところできていませんので、家庭裁判所におかれましては、我々が受任している状況がわかるような仕組みをいただくと、我々も積極的に管理することが容易になりますので、そんなお願いができればありがたいと思っております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りますが、いかがでしょうか。齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 私から御説明の中で社会貢献意欲に富んだ方がいらっしゃるということ、私の地域でもそういった税理士さんがいらっしゃるのを実感しているのです。最後に受任状況が不明だという趣旨のお話がありましたけれども、調査はされたことはないのですか。

○日本税理士会連合会 調査はしております。アンケートをとり、全国15の単位会がございますので、単位会にはそれぞれのセンターがようやく設置できましたので、アンケートをとって確認の作業をしております。

○齋藤委員 それで、御説明をお聞きし、税理士さんが財産管理における卓越した専門知識やノウハウを持っていらっしゃるの承知しているのですが、地域密着の税理士さんの立場からすると身上監護、この辺については連合会としてこういった取組をされてきたのか、あるいはこれからさらに深めていくのか、その辺をお聞きかせください。

○日本税理士会連合会 端的に言いますと、我々が受任がふさわしい対象の税理士は55歳から65歳ぐらいの人と考えています。その中に私が当てはまるのですけれども、私も親が4人います。2人もう父親が亡くなっています、そのときの対応は当然ながら対応してきました。

実際に現場でケアマネジャーと対応したり、社会福祉士さんと対応したりだとか、先々週も私は訪問をして支援している方々とコミュニケーションを図っていますので、そういった意味では我々税理士の中でもちょうどそれに従事した、もしくは従事し終わった人たちがその任務に当たれることで、実際には支援者ではなくても当事者としての経験者ですので、最も身近な人で、さらに我々顧問先がおおむね四百数十万社ありますけれども、その社長さんたちも認知症になるのです。経営者の良き相談相手として、既に七十数年それにかかわっておりますので、いまさらながらというよりも、今までの経験が十分に使えるということだと思えます。

○齋藤委員 そういうお話をお伺いするにつけ、青色申告会主催認知症の成年後見の説明会などをやりますけれども、私ども社会福祉協議会などは単体で説明に行ったりするのですが、税理士会と連携し、制度の普及啓発をしたり、後見の担い手の有力な存在としてやっていただければと思うのですが。

○日本税理士会連合会 我々は各所轄の税務署に支部というものがございまして、五百数支部ありますけれども、そこには団体長会議というものがございまして、法人会、間税会とかいろいろな団体があつて税理士会、そこでの連絡調整の会議を実は税務署主導で行われているのですけれども、そういうところで連携を図っておりますので、しっかりとその付託に応えられる機会は準備できています。

以上でございます。

○新井主査 もしよければ私からも質問をしたいと思います。今日のお話は税理士の本来業務、つまり会計業務というのが不正防止に役に立つという話だったのですけれども、そのことは税理士が成年後見人として活動する中で行うことに主眼があるのか、そうではなくて、例えば裁判所の監督の一部を担いながらそういう会計業務という後見をしたいのか、

あるいは両者のバランスはどうなのでしょう。

○日本税理士会連合会 冒頭申し上げた成年後見に従事する場合に先ほど属性別分類と申し上げましたけれども、財産をいっぱいお持ちの方、生活保護を受けている方、その真ん中というふうに申し上げます。そのときに財産をいっぱいお持ちの方で、社会福祉士さんがえらいお金がいっぱいあって大変だよということが現場ではあるようです。そういう場合には我々が成年後見人に従事する。当然ながら生活保護を受けている方も地域社会に根差していますので、その任務にも応えられるような準備はできておりますし、生活保護を受けていて市民後見の方々が出るようだったら、その監督人に従事することは当然ながら我々はチェックをするような仕事をしていますので、その任務にも当たれる。また、監督の一部をある機関ができたなら、そこには我々は15の単位会にセンターを準備していますので、そこにしっかりと組織で対応して、その任務に当たることも準備しております。

○新井主査 最後のページですけれども、複式簿記を要件としているということなのですが、そうすると税理士さんの場合には基本的に複式簿記で対応するわけですが、しかし、親族後見とか市民後見人などに複式簿記というのはちょっと無理だし、現に裁判所も複式簿記を採用していないわけですが、それで例えば市民後見人などに複式簿記を税理士会で教えるとする、これは簡単なことですか、難しいことですか。

○日本税理士会連合会 世の中で簿記の検定は日商、日本商工会議所でやっていますが、その3級程度のテキストは既に成年後見用のものを準備しつつありまして、おおむね20時間程度の研修を受けていただくと基礎が理解でき、さらに全部を複式簿記で対応するのではなくて、生活保護を受けていて支出、代行払いが少ない件数や、金額が少ない場合には、その中で単式簿記、何かというと単式簿記でいいのは借入金がない、元金の返済がないと実質、単式簿記で対応ができますので、その御案内もできるようになっております。

○新井主査 では最後ですけれども、最後から2番目のページで領収書等の証憑書類の整理・保存ということが書いてあります。今、一部で預金通帳の原本確認というものが問題になっているのですけれども、この中には当然、通帳の原本確認も含まれると理解していいですか。

○日本税理士会連合会 はい。原本確認もその1つの手段で、我々会社の決算をやりますと預金の残高証明書の原本を取り寄せますが、それは業務の100あるうちの1つでございませうけれども、それもしっかりやっている。残りの9割9分も他の手法で管理できるスキルで中小企業を支援しています。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、次に移りまして、日本精神保健福祉士協会の方、お願いいたします。

○日本精神保健福祉士協会 日本精神福祉士協会「認定成年後見人ネットワーク クローバー」の運営委員長をしております長谷川です。同運営委員会の副委員長で齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ヒアリングの席にお呼びいただいて、どうもありがとうございました。

資料10の2ページ目をご覧ください。「認定成年後見人ネットワーク クローバー」とはということろと、その下に日本精神保健福祉士協会及びクローバーの目的が書いてありますので、後でご覧いただければと思います。ここは割愛させていただきます。

3 ページ、クローバーの成り立ちというところですか。ご覧のとおり平成21年に受任の第1号が実現ということで、以下、毎年成年後見人の養成研修とクローバー登録者の継続研修を行っております。

4 ページ、クローバーの活動状況です。非常に小規模な活動と言えるかと思いますが、クローバー登録者は全国で145名ということですか。正式受任は100件弱、98件という状況です。これは各登録者が所属機関を持ちながら後見事務に携わっていることがありまして、多くても1件、2件という中で推移していることから、なかなか件数としては、または登録者としてはふえていかないということで、このような件数になっております。

その下、特徴としては精神障害者を主な受任対象としているということと、意思決定支援を前提としているということですか。横浜宣言等にもありますが、その上で必要最低限の範囲で権利の行使を行うように留意をしている団体です。

5 ページ、成年後見制度の利用促進をめぐるクローバーの立ち位置ということで、3点挙げております。1点目は現状の成年後見制度が実態としてやむを得ない状況になったときに利用される制度となっている。これはやむを得ない状況というのは相続ですとか財産管理、または社会福祉サービスの利用、施設利用等々の契約、そういった申し立て事由に当たることが必要になったときに、やむを得ず利用するという意味で書かせていただいております。

2点目、精神障害の変化しやすい障害特性を考慮し、精神障害者にとって利用しやすい制度に改善できれば、うまく生きるための選択肢として制度利用の促進につながるのではないかと考えております。精神障害者の変化しやすい障害特性というのは、安定時は判断が可能であるところ。ここは後見人等による権限行使ということよりも、意思決定支援が必要になるということを書かせていただいております。そのことによって、その人らしく生きていくための制度利用ということにつながっていくのではないかと考えます。

3点目、成年後見制度の利用促進を図るには、同時に制度改善への取組が不可欠である。今お話ししましたようなことから、制度の改善というのは必要と当協会では考えております。

6 ページ、成年後見制度の対象となる精神障害者の特徴というところで4点挙げております。この4点は以降のページと連動しております。

- ①対人関係に敏感で、信頼関係を築くのが難しい。
- ②精神状態の変化による判断能力の差が大きい。
- ③思い入れが強く、支援者との対立から過激な行動を起こす場合がある。
- ④合併症（身体疾患）の治療に関する同意をする人がいない。

これはもちろん全員がそうであるということではありませんが、制度の対象となる精神障害者の特徴として割合、出てきやすい課題として挙げております。

7 ページ、現行制度の改善すべき点として4点挙げております。

- ①保佐・補助類型にも任意後見のように保佐・補助人を指名できる制度にする。
- ②類型変更や終了の決定・手続が弾力的かつ迅速に行える制度にする。
- ③個人受任以外の多様な受任形態をふやす。
- ④被後見人が必要な治療を受けられるような仕組みの構築を行う。

8 ページ、特徴から見た現行制度の問題点として4枚にわたって説明しております。これはいろいろな事例を合体させたというか、創作事例で割合起りがちな事例ということで御理解いただければと思います。

対人関係に敏感で、信頼関係を築くことが難しい。これは初対面の印象の悪さを改善できず、保佐人を辞任したケースです。行政の勧めもあり、保佐申し立てを行ったが、初対面からその保佐人の熱心さに違和感を覚えてしまった。保健所の介入もあったが、印象の悪さはぬぐえず、面会も拒否するようになった。結果的に保佐人は辞任することになったということです。

保佐・補助類型には制度利用に対する同意が規定されているが、あくまでも利用の同意であって、「誰が支援するのか」ではない。自分の財産等を管理する後見人等に被害感を抱く人もいる。精神障害との信頼関係を築くためには、申立前に候補者と当事者が面会し、双方合意した上で決定がなされることを基本とすべきであると考えています。

9 ページ、問題点②です。精神状態の変化による判断能力の差が大きい。1つ目として、入院中に後見申し立てを行い、退院後は数年間ほぼ自立した生活を送れているケースである。しかし、悪くなったときに備えて後見類型のまま経過している。2つ目、現在、補助類型であるが、病状の悪化から後見類型が適切な状態になった。しかし、以前にも同様な状態から改善したこともあるため、現状維持になってしまっている。

双方のケースとも精神状態の変化による判断能力の差が大きいことが、現状と類型の差を生じさせる原因となっている。そのことから不必要な権利の制限や必要な制限が行いにくい現状は問題であると考えています。人権への配慮からも類型変更や終了、または取消しの手続、決定手続が弾力的かつ迅速に行える制度にする。また、代理権等の追加は、御本人の状況や意向の確認が必ず行われる制度にする必要があると考えております。

10ページ、現行制度の問題点③です。金銭等を制限しないと生活が継続できない被後見人等が、後見人等との対立から過激な行動を起こす場合がある。保佐類型、代理権付きのケースであるが、時々自由に金銭を使えないことに腹を立て、審判書に記載された保佐人の自宅に夜中押しかけて脅迫的言動や行動を行うことがある。数日間継続することもあり、保佐人及び家族も精神的にまいってしまい、辞任も考えている。

個人受任では対応が難しい典型的なケースである。精神障害者に対する受任者が増えない理由の1つ。特に比較的若い人の場合、行動化が出現しやすく、後見人等は対応に苦慮することが多い。そのようなケースには法人・複数後見などチームで対応することで1人に負担がかからない体制が必要である。また、激しい行動は高齢化とともに軽減する場合

も多いため、その場合は個人受任への移行が可能になる場合もある。現状では精神障害も個人受任中心であるが、多様な受任形態を増やす施策が必要であると考えております。

最後に11ページをご覧ください。現行制度の問題点④として挙げております。精神科以外の疾患で手術をすることになり、医師から同意を求められたケースです。加齢もあり、白内障の手術をしないと日常生活にも支障が出るという説明を医師から受けた。同意する親族がいないこと、後見人は同意できないことを伝えるが、なかなか了解が得られなかった。このままだと病状も進行していくため、本人が同意書に署名し、説明を受けた人の欄には後見人が署名することでやっと手術を受けることができた。これはもちろん同意権がないことが前提なのですが、実態としてはこういったことも起こり得るということです。

疾患により家族との不仲、疎遠な状況が続いていたり、親族が死亡し、身寄りがいない人も多い。事情を話しても同意者がいないと手術ができないという医療機関も多く、成年後見人等にその役割を求められることもまれではない。手術の正当性に関して判断し、被後見人が必要な治療を受けられるような仕組みの構築が必要である。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

何か質問はございますか。そうしたら土肥委員、齋藤委員、池田委員、新保委員の代理の方、できるだけ手短にお願いします。

○土肥委員 精神保健福祉士さんということで、私は個人的には非常に期待を持っておるのですが、間違っていたら恐縮なのですが、何年か前には精神障害者の方の入院の第1順位の同意者であるとされていたということであって、なかなか後見人を受任することに消極的な考えの方も多いと聞いておりました。現状でクローバーの考え方として後見人を受任していく、あるいは後見人等をできる会員といいますか、精神保健福祉士さんを増やしていこうという方向性なのか、そうでもないケース・バイ・ケースということなのか。

御存じのとおり精神保健福祉法も改正されましたし、退院促進ということで地域移行ということを非常に強く言われています。もちろん障害者権利条約の意思決定支援もありまして、今、精神保健福祉士さんの活躍が求められていると非常に思っております。弁護士は非常に批判もあるのは認識もしておりますが、精神障害者の方の後見人等を私も何件か受任しておりますけれども、一生懸命いろいろなことを考えたり、いろいろな方に相談しながら対応しているようなこともありまして、精神保健福祉士さんがふさわしい案件も現状結構あると思っておりますが、そのあたりの状況というのはいかがなんでしょうか。

○日本精神保健福祉士協会 御質問ありがとうございます。

当日本精神保健福祉士協会が成年後見制度に躊躇というか一歩踏み出せなかった理由の1つが、彼らは意思決定ができる人たちなんだということなのです。それで意思決定支援があれば判断ができる。そこに力を注ぐべきであるという考えと、そうは言っても時間的な制約ですとか、何らかを判断しなければいけない状況ですとか、そういった現実もある

のではないかとということで意見があります。

ずっと検討がなされていて、それは全く解消されたわけではないのですけれども、それも内包しながら今、進んでいるという状況で、ただ、協会としての動きですので、日本精神保健福祉士協会としてクローバーを立ち上げ、進めているという状況では間違いなく前に進んでいるという状況です。

我々が今、意思決定支援の話が出ましたけれども、まず意思決定支援ありきというスタンスなのです。何か問題があったときに場面だけを切り取って、そこは権利擁護だから代理権という考えではなくて、それも持ちながら、ただ、一方では本人たちの時間的な経緯、過去、現在、未来どう生きたいのかということも念頭に置きながら、そこで代理権を行使したほうがよいのかどうかということを考えていくスタンスであります。

○新井主査 齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 私も地域移行の絡みで期待をしっかりとっていたいのですけれども、それで初歩的なことですが、クローバーさんには2ページの表を見ますと家庭裁判所からの相談件数と正式受任という数字が出ていますが、これは自治体とか法人後見をしっかりとやっている社協などから後見人候補としてお願いということはあるのですか。そういった相談もできるのですか。

○日本精神保健福祉士協会 一応、相談としては協会の事務局のほうで一手に受け入れていまして、そこではいろいろなところから来るのですが、ただ、原則として家裁への申立の時点でクローバー登録者を候補として調整することまではできておらず、申立時の受任候補者等に「クローバー登録者を希望」と書いて出していただいたりということを説明させていただいております。実際は申立後、家庭裁判所からの候補者推薦の依頼を受けて、クローバーの中で候補者がいるかどうかというところで検討・調整させていただいています。

○齋藤委員 クローバーから紹介もできないということですか。

○日本精神保健福祉士協会 クローバー登録者へ直接個別相談があった場合は別ですが、事務局へご相談いただいた案件へ、個人名を紹介する仕組みはまだございません。家裁からの依頼に対して紹介する仕組みになっています。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○日本精神保健福祉士協会 ただ、いかんせん全国でこの人数なので、地域偏在がかなりあるということを御理解いただければと思います。

○池田委員 ④、③、現行制度の問題点、同じような案件を私自身も、私の法人でも何件か受けているのでよくわかっているのですが、④で最後のところに被後見人が必要な治療を受けられるような仕組みの構築と書いていらっしゃるのですが、このあたりについては何かイメージをお持ちでいらっしゃるのでしょうか。後見人に同意権という問題だけではないと考えていらっしゃるのだらうと思いますが、そのあたりを。

○日本精神保健福祉士協会 これはなかなか一言では言いにくい問題でございます。あち

らを立てればこちらも立たずになってしまうということがあるので。ただ、これは現実的
こういった問題が起こっております。特に精神障害者の方の場合、御家族が本当にいらっ
しゃらないとか、拒否されている場合が多いので、そのときに現行ですとどうしてもドク
ターの判断でやってくださいと言わざるを得ないのが現状なのですけれども、果たしてそ
れだけでいいのかという問題もまたございまして、我々としてはこれに関してはやはり注
目しながら、協力させていただきながら進めていきたいとまでしか言えないということで
ございます。ただ、明らかにこれは何とかしなければいけないというのは思っております。

○池田委員 白内障とか大腿骨骨折とか緊急性がいま一つ明確でないところでは、入院さ
えさせてもらえないという案件もあり、何とかしたいですね。

この質問については、地域包括ケア、ノーマライゼーションのために是非精神保健福祉
士さんも、権利擁護だから代理権さえあれば意思決定支援ということで、かかわっていた
きたい。それは改めて感じています。

○新井主査 今のはコメントでよろしいですか。

それでは、最後に新保委員の代理の方、お願いします。

○新保委員代理 8枚目です。現行制度の問題点①のところですが、誰が支援するのかと
いうことに本人が関与できることがとても大事だと思うのです。同時に、ここは全部同意
というふうに言われていますが、知的障害を伴う人たちの中には同意意思もなかなか表現
できない人もいます。だから同意だけの制度では権利擁護にならないだと思います。そこ
で、裁判所が職権で保佐人等をつけて、それに対してどうしても本人が嫌だというところ
で初めて変えるというような、本人の拒否できるというような仕組みを、同意にかえてつ
けるか、同意で進める人と、拒否で進める人と2つに分けるかというふうに思うのですが、
その辺についてはいかが思われますか。

○日本精神保健福祉士協会 実際にサービスというか、後見人がついていた段階で何か御
本人にとって得なことがあると、やっぱりつけてよかったねと提供いただける方も結構
いらっしゃいます。ですから初めから何も知らない間に選択の幅を持たせずに私は嫌だと
返答されたときに、それだけで本人の自己決定だからいいではないかと判断するのは、こ
れは余りにも狭い自己決定と見ておりますので、やはりやってみていただいて、それでも
嫌だった場合には拒否できる。このような方法も必要なのではないかと考えています。

かなりテクニカルな問題になるので、ここら辺から先はなかなか我々だけでどうこうと
いう問題ではないので、先生が先ほどおっしゃったみたいにいろいろな自己決定の仕方、
いろいろな意思の表明の仕方まで含めて保障する。こういうものがすごく大事ではないか
と聞いています。おっしゃるとおりでございます。

○新井主査 このあたりでそろそろ終局に持っていったほうがよろしいですね。それでは、
どうもありがとうございました。

それでは、本日の内容も踏まえて引き続き検討を行っていきたいと思います。

ここで事務局より、次回の日程とワーキング・グループの議事録の取り扱いについて説明をお願いいたします。

○事務局 長時間ありがとうございました。

次回第3回の日程ですが、まず利用促進策ワーキング・グループは11月2日水曜日、10時から2時間で、不正防止対策ワーキング・グループは11月9日水曜日、14時から2時間で行う予定です。

本日の議事録につきましては、これまでと同様、各委員の皆様、発表者の方々に御確認いただいた上でホームページに公表する予定でございます。

以上でございます。

○新井主査 今日には司会の不手際で時間が大幅に超過したことをお詫び申し上げます。

以上をもちまして第2回「利用促進策ワーキング・グループ」及び第2回「不正防止対策ワーキング・グループ」を終了とさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御参集いただきまして本当にどうもありがとうございました。